

中・東欧諸国における事業環境の変化

在中・東欧、北欧事務所

2004年5月1日のEU加盟を控え、中・東欧諸国は国内法のEU法制度への整合化を急いでいる。企業立地を左右する税制、社会保障制度、補助金制度などの投資環境から、生産・販売活動に影響する環境規制まで、アキ・コミュニテール（欧州共同体基本条約に基づく法体制の総体）を構成する広範な分野での調和がもとめられている。

本レポートでは、中・東欧のEU新規加盟国（8カ国）と加盟候補国（ルーマニア、ブルガリア）を対象に、10カ国の法制度の整合化作業に関わる進捗状況、課題などを中心にまとめている。

中・東欧諸国における事業環境の変化 ①

～ ポーランド ～

ワルシャワ事務所

ポーランドは、欧州委員会より一部で対応の遅れを指摘されているものの、急ピッチで各種法制度のEU基準への調和を進めている。また、EUに加盟することにより、EU構造基金を活用し、ポーランドにとっては外国投資誘致の際の弱点となっていた高速道路網の建設を進めることができる。外国投資を促進するため政府は、法人税の引き下げや外国投資庁の体制強化を計画するなど、投資環境の整備に力を入れている。

1. 公的部門の非効率性に課題

2003年11月に欧州委員会が発表した加盟候補国の加盟準備に関するモニタリングレポートは、ポーランドにとって厳しい内容だった。欧州委は、農業分野や漁業における対応の遅れを指摘している。取り組みが不十分との指摘は、新規加盟国では最多の9点に及んだ。また、加盟に向けての準備は多くの分野で進展を見せているとしながらも、非効率な制度運用が続く行政機関、国営企業の生産性の低さを問題点として挙げている。また、依然として汚職の慣行が残っており、公的部門の正常な機能や、ポーランドのさらなる発展を妨げていると指摘している。政府は、欧州委の指摘事項を認識しており、キャンペーンを行うなど、汚職撲滅のための努力を続けている。

2. EU加盟にあたっての法制度の整備状況

ポーランドは、急ピッチで各種法制度のEU基準への調和に取り組んでいる。投資インセンティブなど、既にEU基準に適合済みのものもあるが、製品安全制度における検証機関決定や、

物品税の取り扱いなど、EU加盟予定日である5月1日までに決めなければならないことがいくつか残されている。

一方、モニタリングレポートでも指摘されているとおり、年々改善しているとはいえ、税関など一部の行政機関では非効率な制度運用が続いており、EU加盟後も当面はムラのある制度運用が続くことが予想される。

(1) 付加価値税、物品税

法人税は、2004年1月1日から27%から19%に引き下げられた。法人税の引き下げは、回復基調にある国内経済を減税による投資活性化を通じて下支えするとともに、EU加盟を控え、外国企業の誘致を進める狙いがある。

付加価値税(VAT)は、標準税率の22%に加え、7%、3%、0%の軽減税率がある。現行の軽減税率対象品目は、7%が食品、ヘルスケア用品、児童関係用品、建築資材、ホテルなどの観光サービス、3%が一部の食品、0%が書籍である。ポーランドは、2007年末まで観光サービス、書籍の軽減税率を維持できる。また、食品は2008年4月末まで軽減税率を維持できる。

2004年3月、下院は付加価値税法案を可決した。EUに加盟する5月1日から施行される予定で、個人または学校など文化・科学・教育分野でのインターネットを利用した電子商取引はVATが免除されることになる。企業によるインターネットを利用した電子商取引への課税率は、5月1日以降は現行の7%から標準税率である22%に引き上げられる。しかし、EUはインターネットを利用した電子商取引に対するVATは標準税率を適用することを定めていることから、EU側の対応が注目される。

同法案はまた、企業が業務目的で購入する自動車へのVATについては、50%まで控除している(控除の限度額は5,000ズロチ)。また、業務用車のガソリンに課されるVAT還付も受けることができる。

なお政府は、物品税の取り扱いについては4月末までに結論を出すとしている。物品税は、製造時、もしくは輸入時に課される税であり、自動車、酒類、タバコ、燃料関係、一部の電化製品などに課されている。特に自動車は、中古車大量流入規制のため、車齢が高い自動車ほど高い税率を課しており(例:2,000cc以下の場合、2003年以降製造3.1%、2002年15.1%、2001年27.1%、2000年39.1%、1999年51.1%、1998年63.1%、1997年以前製造65%)、EU

加盟後もこの税率を維持するのか、注目されている。

(2) 関税

EU加盟に伴い、EU共通関税が導入される。日本からの輸入品に対する関税は、全般的に現行（ポーランドの対外関税）より引き下げられるが、一部のビデオカメラ製品など、引き上げられる品目もいくつかある。

EU域内取引においては、関税が廃止される。しかし、ポーランドとEUとの工業製品の取引では、すでに関税が撤廃されていることから、EU加盟後もEU諸国との貿易において関税面での大きな変更はない。

なお、EU新規加盟国は第三国との自由貿易協定から脱退する義務があるため、ポーランドは5月1日をもって中欧自由貿易協定（CEFTA）を脱退する。しかし、EU諸国とCEFTA諸国との間の最恵国待遇措置が残ることから、CEFTAにとどまるルーマニア、ブルガリア、クロアチアとの貿易関係は大きくは変わらない。

汎欧州原産地規則（EUR1）は、ポーランドがEU域内に入ることから、EUとの取引において必要性はなくなる。しかし、EUと関税協定を結んでいる国々への輸出にあたっては引き続き有効である。

(3) 投資優遇措置

ポーランドの投資優遇措置はEU基準に適合しており、EU加盟後も大きな変更はない。投資優遇措置は、ポーランド全土（特別経済区内外を問わない）に適用される優遇措置（投資支援法：2002年5月19日施行）と、地域振興のために指定された全国15カ所の特別経済区（SEZ：Special Economic Zone）に限り、より有利な条件で受けられる優遇措置（経済活動法：2001年1月1日施行）がある。EU基準に従い、投資優遇措置による国や自治体などの公的補助の上限は、投資額の50%（中小企業は65%。クラコフテクノロジーパークは大企業40%、中小企業55%）までとなっている。この上限額を超えない範囲で、次の優遇措置を受けることができる。

①ポーランド全土（特別経済区内外を問わない）に適用される優遇措置

<優遇措置>

- ・ 投資額の25%を上限に補助金交付（地域によって20%、15%が上限）

- ・ 新規雇用 1 人当たり最大 4,000 ユーロの補助金交付。ただし、補助金の上限額は新規雇用の 2 年間の労働費用の 50%。
- ・ 従業員のトレーニング費用については、1 人当たり最大 1,150 ユーロの補助金交付
- ・ 新規投資に関するインフラ整備に対する補助金交付もある

<優遇措置を受ける条件>

- ・ 1,000 万ユーロ以上の投資
- ・ 100 人以上の雇用の 5 年以上維持を条件とする 50 万ユーロ以上の投資
- ・ 20 人以上の新規雇用を創出し、かつその雇用に 5 年以上保証する投資
- ・ 新技術導入に関する投資
- ・ 環境に優しい技術導入に関する投資

②全国 15 カ所の SEZ 限定で受けられる優遇措置

<優遇措置>

- ・ 投資額の 50%（中小企業は 65%、クラコフテクノロジーパークは大企業 40%、中小企業 55%）までの法人税の減免措置地方自治体による不動産税の減免（自治体による）
- ・ 職業訓練に関する補助金
- ・ 雇用創出に対する補助金

<優遇措置を受ける条件>

- ・ SEZ における 10 万ユーロ以上の投資、かつ 5 年間の事業活動を行うもの。

EU 加盟交渉に当たり争点となっていた 2000 年末までに SEZ に進出した企業に対する投資優遇措置は、条件付きで一部認められた。中小企業の場合、中企業は 2010 年まで、小企業は 2011 年まで、現行の優遇措置を適用できる。また、大企業の場合、99 年末までに進出許可を得た企業は投資額の 75%まで、2000 年に進出許可を得た企業は投資額の 50%までの公的支援を受けることができる。なお、自動車関連企業は投資額の 30%までの公的支援に限定される。公的支援の起算日は、2001 年 1 月 1 日。それ以前に付与していた部分は考慮しない。

かつてポーランドは、SEZ 進出企業に対して、投資額に関係なく進出当初 10 年間法人税免税、次の 10 年間は法人税の 50%を減税していた。しかし、EU加盟交渉の「競争政策」分野で、公的支援を投資総額の 50%以内とする EU基準の順守を求められ、2001 年以降に SE

Zに進出した企業に対しては、EU基準に適合した投資優遇措置を付与している。一方、政府は欧州委に対し、2001年以前にSEZに進出した企業に対する投資優遇措置については継続するよう要求していたため、この取り扱いがEU加盟交渉の争点となっていた。

(4) 製品安全・製造物責任

ニューアプローチ指令に基づくポーランドの一般製品安全法は、2003年12月12日に公布された(2003年12月12日付官報229号2275項)。これにより、ポーランド企業がEU加盟後に、EU域内で商品を販売する場合のCEマークの取得が義務付けられた。しかし政府は、相互認証協定(PECA)に基づくCEマークの検査機関をまだ認定していない。移行期間が設定されていないため、5月1日までに検査機関を認定する必要がある。

製造物責任制度は、「消費者保護及び危険な製品による損害に対する責任法」(2000年3月2日、官報No.22、271項)の第3章に基づく。同法に基づき「民法」に、製造物責任の項目が追加されるとともに、契約の記載禁止事項リストが追加された。また、「民事訴訟法」には契約に禁止事項が記載されていると認知された場合の訴訟手続きについての記述が追加された。従って、製造物責任については民法および民事訴訟法によって裁かれる。なお、「消費者保護及び危険な製品による損害に対する責任法」は、85年7月に採択された製造物責任に関する指令(理事会85/374/EEC)および99年5月10日付の欧州議会および理事会指令99/34/ECに適合している。

3. EU加盟後のビジネス環境の変化

(1) EU加盟後の高速道路網整備に期待

ポーランドは交通インフラ、特に高速道路網の整備が遅れている。中・東欧諸国の中では最も面積が大きい国だが、高速道路は現時点で400kmほどしか整備されていない。しかし、EU加盟後はEU構造基金を高速道路の建設に充てることができるため、2015年頃までには約2,400kmの高速道路が建設される予定である。高速道路網としては、①ポーランド南部を走りドイツからウクライナまでを通す道路、②ポーランドを横断しドイツからベラルーシまでを通す道路、③ポーランドを縦断しグダニスクからチェコまで通す道路などが計画されている。全て開通すれば、国土が平坦なこともあり、効率的な物流の実現に寄与することになる。

(2) 労働コストの急激な上昇見込みなし

ポーランドの失業率は20%前後と高い水準で推移している。最近の順調な経済成長にもかかわらず、民間企業におけるリストラの実施が続いており、働きたくても職場がない労働者は、人口の1割近い300万人以上に上っている。一方、賃金をみると、現在の水準はチェコ、ハンガリーと同程度であるが、最近の賃金上昇率は、両国に比べて低めに推移している。失業率が高いこと、インフレ率が低いことから、今後も数年間は急激な賃金上昇はないとの見方が強い。

また、ポーランドは、1999年に社会保障の雇用者負担率を大幅に低減し、低減した分を被雇用者負担分に上乗せした。このため、19.83～22.72%という社会保障の雇用者負担率は、チェコの35%、ハンガリーの29%、スロバキアの38.8%と比べて最も低くなっている。

(3) ポーランド外国投資庁 (P A I i I Z) の体制整備

近年議論されてきた外国投資誘致業務のワンストップ化については、改革法案が国会で審議されている。外国投資庁の体制整備が進めば、外国投資家に対するきめ細かいサービスが期待できる。また、同法案では、外国投資庁がポーランド製品の輸出振興にも取り組むが盛り込まれている。輸出振興を行うことにより、国内サプライヤーの育成支援も行うことになり、外国投資家に対する進出後のアフターケアも充実することになる。さらに、海外事務所の設置も検討されている。

外国投資庁は、今後は特に日本企業の投資誘致に力を入れるとしている。具体的には、2004年4月より約1年間JICAからの専門家を受け入れるとともに、日本語対応可能なスタッフの増員を計画している。また、海外事務所が設置可能となる場合、日本における投資誘致事務所の設置を検討している。

(土屋貴司)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ②

～ チェコ ～

プラハ事務所

チェコは、EU加盟の準備状況について高い評価を受けている。政府は外国投資を促進するため、法人税率の引き下げや投資誘致機関の改組などを実施し、投資環境の整備に努めている。今後は、社会保障制度を含む税制改革や、環境規制をはじめとするEU指令を履行するための制度の確立など、EU加盟後を見据えた改革の遂行が求められることとなる。

1. 整いつつあるEU加盟に向けた準備

2003年11月5日、欧州委員会は、加盟候補国の加盟準備に関するモニタリングレポートを公表した。これによると、チェコは食品加工業の衛生基準、専門職に関する相互認証、道路安全規則などの点において早急な改善が求められるものの、エストニア、キプロスと並び、加盟準備が進んでいると評価された。しかし一方で、チェコの財政状況は悪化しつつあり、社会保障改革への取り組みが急務と指摘された。

国民の間では、当初のEU加盟へ期待に代わり、物価上昇、失業の増加といった不安も広がっている。失業率は旧国営企業などのリストラが進展し、経済が好調であるにも関わらず徐々に上昇し、2003年末にはスロバキアから分離独立して以降最悪の10.3%を記録した。北モラビア地方のモスト地区では24.4%を記録するなど、地域間の格差も問題だ。財政構造改革を進めるシュピドラ首相の支持率も、2002年9月の48%から、2003年12月には29%に低下している。

チェコの産業界は、一部の中小企業が競争激化への不安を訴えているものの、EU市場へのアクセスを容易にするものとして、EU加盟を歓迎している。

2. 加盟前後に想定される事業環境変化

チェコは、各種制度をEU基準に合致させるために、国内法制度改革に取り組んでいる。EUの競争政策に合致した投資優遇措置の導入や、CEマーキングの早期導入などはその例であり、チェコに進出している外国系企業から高い評価を得ている。しかし、将来のユーロ導入を目指すためには、財政構造改革の遂行が必要不可欠である。なお、同国の2002年の財政赤字はGDP比6.5%と厳しい状況にある。

しかし、中道左派の連立政権である現政権にとって、税制や社会保障制度の抜本的な改革は、調整が極めて難しい問題である。こうしたことから、EU加盟後においても、チェコの事業環境は大きく変化することが予想される。

さらに、2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会で承認されたEU指令は、現状では移行期間が認められていない点も注意を要する。

こうしたことから、この項では特に日本企業のビジネスにとってインパクトが大きいと思われる項目を、分野ごとに明らかにしたい。

(1) 税制

韓国の現代自動車がスロバキアに投資を決定したことは、チェコにとって大きなショックであったと考えられる。労働賃金において隣国との競争力を失いつつあることに加え、高い法人税（チェコ31%、スロバキア19%）も外国投資誘致の障害となっていることが指摘されている。このような背景から、政府は法人税の引き下げを決定した。法人税を2003年の31%から、2004年28%、2005年26%と段階的に削減し、2006年には24%とする。さらに政府の説明によれば、2006年までには課税方法の見直しにより、実質的な税負担がスロバキアと等しくなるようにするとしている。

付加価値税（VAT）については、財政改革の一環として、既に2003年1月、電話通話料、インターネット利用料、法務コンサルタント料などにつき、税率を5%から通常の22%に引き上げた。また、通常の課税率を現行の22%から19%にする一方で、食料品以外の商品やサービスの一部に対する税率を、5%から19%に引き上げる法案を、2004年5月1日の施行を目指し国会で審議中である。施行されれば、レストランやホテルでの税率も19%となる（ホテル

への同税率の適用は 2005 年とする) 見込みであり、大幅な物価上昇が懸念される。

なおガソリン、軽油、蒸留酒、タバコなどの物品税も 2004 年 1 月より引き上げている。

(2) 社会保障

これまで外国企業に働く外国籍の労働者は、社会保障費の支払いが免除されていたが、2004 年 1 月より、日本人駐在員を含む外国籍の労働者にも、支払いが課せられることとなった。チェコの社会保障費は雇用主負担、自己負担併せて 47.5%と高額であり、支払い限度額の制度はない。このため、多くの日本人駐在員が社会保障費の二重払いを強いられることになる(チェコの年金給付に必要な支払い期間は最低 25 年であり、多くの駐在員にとっては事実上二重払いになる)。

チェコには、病気になった従業員の給与を国が補償する制度があり、従業員の疾病欠勤率が欧州の中でも極めて高いレベルになっている。この問題は社会保障のあり方という制度面での問題に加え、制度を悪用する労働者、簡単に長期療養の診断書を発行する医療制度など、複合的な問題でもある。この点を改善するため、2004 年 1 月、国による保障率を一定程度削減する法案が可決、施行されたが、これだけでは不十分との声が、日系製造業を含む産業界より上がっている。現在は、この問題解決のために、本人、被雇用者の一部負担の導入、健康保険料負担の削減、制度を悪用する労働者、医者への罰則規定などを盛り込んださらなる改正案が、国会で審議されている。

(3) 労働

2002 年 12 月のコペンハーゲン欧州理事会当初において、最長 7 年間のチェコに対する労働者の自由移動に対する移行期間を設定した国はドイツ、オーストリアなど数カ国のみだった。しかし、現時点ではオランダをはじめ、現 EU 加盟国の多くが、移行期間の設定を表明している。一方、チェコが対抗措置を取るか、あるいは他の新規加盟国に対しどのような対応を取るかについては、現状では検討段階にある。

国内における労働法の改正では、2004 年 3 月より、期限付き雇用契約を 2 年以上繰り返すことが禁止された。

(4) 関税等

EU加盟に伴い、EU共通関税が導入される。EU域内取引における関税が廃止されるほか、一般的には、域外との取引においても関税は低くなる見込みである。この点は、在欧日系企業にとって大きなアドバンテージである。しかし、対日貿易においては、家電など一部の品目で関税が大幅に上昇するものもある。

また日本との関係では、EUがアンチ・ダンピング課税を課している品目については、新規加盟国への輸出に関しても同様の適用を受ける見込みである。

汎欧州原産地規則（EUR1）は、チェコがEU域内に入ることから、EUとの取引においては必要性がなくなることとなる。しかし、EUと関税協定を結んでいる国、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、ルーマニア、ブルガリア、トルコへの製品の輸出に当たっては、EUR1は引き続き有効である。

なお、これまでチェコが独自に有していた関税優遇措置は、加盟後は廃止となる。例えば、投資案件実現のために輸入される機械・設備で、契約総額が1,000万コルナ以上の場合に輸入関税及び付加価値税が免除されるという制度は、5月1日以降は廃止の見込みだ。

(5) ロジスティクス

NCTS（New Computerised Transit System）とは、輸出入業者、物流業者と税関の手続きの迅速化、不正取引防止のために、EUおよびEUと共通通関手続きに関する協定を締結している欧州各国に導入されるシステムであるが、新規加盟国も加盟と同時に導入が求められる。チェコは既に、2003年7月より導入を開始している。

(6) 投資優遇措置

チェコの投資優遇措置はEU競争政策に合致しており、EU加盟後も大きな変更はない。政府は5月1日より、EU加盟に向けて、製造業投資優遇措置の申請要件を更に緩和する。申請に必要な投資の最低金額を、3億5,000万コルナ（3年以内）から、2億コルナに引き下げる。また、失業率が全国平均を50%上回る地域への投資についての最低投資額は1億コルナであるが、全国平均を25%上回る地域における1億5,000万コルナ以上の投資についても、優遇措置を付与する。

優れた投資誘致実績を上げているとして、内外より評価の高いチェコインベスト（チェコ投

資庁)は、2004年1月より、同じく政府関係機関であるチェコ工業開発庁などと合併し、チェコビジネス・投資開発庁に組織変更されることとなった(英語の名称はチェコインベストのまま)。これにより、これまでの外国投資誘致という目標に加え、同組織は国内の中小企業の育成・支援という新たな役割も担うこととなった。チェコインベストは、従来も外国投資家のアフターケアという目的で、国内サプライヤー育成振興に努めてきたが、この合併により、国内サプライヤー対策を一層充実させ、外国投資家にもプラスの効果をもたらすことが期待される。

(7) 環境規制

環境規制に関して、チェコは次の点についての移行期間が認められている。

- ・ 包装および包装廃棄物指令 94/62/EC—2005年12月31日
- ・ 都市排水処理指令 91/271/EEC—2010年12月31日
- ・ 大規模焼却場からの大気汚染物質排出規制 2001/80/EC—(一部の大型焼却炉で) 2007年12月31日

なお2002年のコペンハーゲン欧州理事会後に成立したEU指令についても、チェコは準備を進めている。例えば、電気製品への有害物質使用制限指令(RoHS)、廃電子・電気機器指令(WEEE)については、政府は2004年8月までに法的枠組みを決定するべく検討している。ただし、WEEEは、国民1人当たりの廃棄物回収目標(第5条)および品目ごとのリサイクル目標(第7条)の導入を求めているが、チェコはこれらについて移行期間を要請している。

(8) その他

ユーロ導入については、現政権は2010年頃を想定しており、産業界や中央銀行の期待に比べ、あるいは他の加盟候補国の目標に比べ、やや慎重といえる。

3. 日本商工会、シュピドラ首相に事業環境の改善を要求

2004年3月4日、日本商工会は、シュピドラ首相に対し要望書を提出するとともに、同首相と2003年1月に引き続き、2度目の会談を行った。日本商工会の要望書の内容は次のとおり。

<要望内容が実現した項目>

- ・ 投資家のアフターケアの充実

<引き続き改善を要望する事項>

- ・ 疾病欠勤率の改善
- ・ 日本の運転免許の書き換え
- ・ 長期滞在ビザの円滑な発行
- ・ マネージャー、エンジニアの人材確保支援

<新規に要望する事項>

- ・ 社会保険料の二重払い防止（両国政府に社会保障（年金）協定締結を呼びかけ）
- ・ 登記簿における個人情報（住所など）の保護

2003年1月に同商工会が要望した事項のうち、投資家のアフターケアの充実という観点では、チェコインベストの組織変更が高く評価された。またシュピドラ首相は、疾病欠勤率の改善、運転免許、人材確保支援、社会保険料の問題に関し、前向きに対応する旨の回答をした。

チェコは一般的に、EU加盟に当たっては、EUの要請する制度、基準を他の加盟候補国より先駆けて導入している。また、このように首相が外国投資家の要請に対し積極的に対応を図り、事業環境の改善に努めている点は、高く評価できよう。

しかしながら、改善が必要な分野は存在しており、制度は導入しても、実効性が伴うのかどうか、注意が必要である。社会保障制度改革についても道半ばである。また、例えば WEEE のリサイクル制度のような取り組みは、これまでの環境規制とは異なり、持続可能なシステムを構築しなければ対応できない。このために、実効性のある制度を確立することができるのかどうか重要となる。

(オンドジェイ・ヴォトルバ、水野毅)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ③

～ スロバキア ～

ウィーン・センター

スロバキアはEU加盟を5月に控えており、自動車産業を中心に外資流入が続く。2003年1月にプジョーシトロエン(PSA)が、現代自動車も2004年3月にスロバキアへの進出を決定した。スロバキアは、自動車立国としての地位を築きつつある一方、EU加盟へ向け大きな問題もなく、個人・法人所得税やVATへの19%一律税制度導入など、外資系企業にとってさらに魅力的な環境を整えている。

1. モニタリングレポートでの重点指摘事項は4点

欧州委員会は2003年11月発表のモニタリングレポートで、スロバキアの2004年5月のEU加盟に向けての取り組みについて概ね好意的に評価し、特にマクロ経済の安定、包括的な経済改革の実施を支持した。一方、以下の①～④の4点について取り組みが不十分と指摘した。

農業

欧州委が指摘した4点のうち、3点が農業関連だった。

- ①食品会社における不十分な衛生基準（特に食肉加工設備）
- ②EU補助金支払い機関の整備の遅れ
- ③統合管理制度（IACS）導入の遅れ

欧州委は特に、農業および地域発展に対するEU補助金をスロバキアが十分に活用できないことを危惧している。

競争政策

- ④鉄鋼産業への国家補助

欧州委は US スチールへ付与された優遇税制 (2009 年まで有効) および同社の過剰生産を問題としている。

2003 年 5 月、欧州委とスロバキアは同社の生産枠について合意している。しかし、欧州委がこの割当の発効は合意時の 2003 年 5 月と解釈しているのに対し、スロバキアと US スチールは、2004 年 5 月の EU 加盟以降に発効すると解釈していることが対立の発端となっている。欧州委が本件を問題視するのは、欧州最大の鉄鋼メーカーであるアルセロールの意向を受けているため、という見方も強い。

上記モニタリングレポートは 2003 年 9 月時点の状況を受けた報告であるが、それ以降スロバキアの状況は著しく改善した。特に農業補助金分野では、スロバキアは 2004～2006 年間に 15 億 5,000 万ユーロを引き出せる予定で、これは新規加盟国の中ではハンガリーに次ぐ規模である。2004 年 2 月には欧州委も指摘事項 4 点のうち、農業関連の 3 点は解消した、との認識を示した。

なお、欧州委が指摘したその他の事項には不十分な司法制度改革、行政組織の未整備、汚職 (特に社会保険、教育、警察、司法分野)、ロマ人への差別などがあり、改善を求められている。

2. ユーロ導入は 2008～2010 年を見込む

2003 年 7 月に、政府・中銀は「スロバキアのユーロ導入戦略」を打ち出し、EU 加盟後、早期のユーロ導入へ向けて経済政策を推し進めることを明確にした。政府筋によると、財政赤字の規模、外国為替の変動幅など諸条件を満たし、ユーロ導入を果たすのは早くても 2008 年としている。

3. 大企業は既に EU 基準へ適合済み

EU 加盟が利益と見られる産業は、低廉な労働力を背景にした自動車、機械、タイヤ、プラスチックなどの化学産業や木材産業とみられている。一方、加盟が不利益に働くとみられる産業は、低付加価値の化学産業 (厳しい環境基準への適合が困難、また、これまで優遇されていた低廉なエネルギー価格の撤廃がコストを押し上げ、低廉なアジア製品と競合) とみられる。また、環境・衛生基準への適合に必要な設備投資を行う資本を有しない中小企業、特に食品産

業の一部（酪農、食肉処理）は困難な状況にあるとみられる。

運輸面では、国境検査の撤廃による時間の省力化により、既存輸送に使用されているトラック 1 万台のうち 3 分の 1 が不要になるとみられている。欧州物流大手の参入など競争の激化も予想され、中小企業の多くは廃業を迫られる可能性がある。

4. 税率一律 19%統一はビジネスに好環境

2004 年 1 月から税制を含む多くの分野で新制度が導入された。特に、法人税、個人所得税並びに VAT の税率を一律 19%に統一した点が、さらに外資を呼び込むと期待されている。

税制

- ・ 2004 年 1 月から法人税、個人所得税及び VAT を一律 19%に統一。
- ・ 配当課税の廃止。これにより配当への実効税率は 2003 年の 36.2%から 19%へと低下。
- ・ 固定資産への均等償却法の採用。
- ・ 資産の償却期間を 30 年から 20 年へ変更。
- ・ 長期未払い債権の貸し倒れ処理の要件緩和。従来、貸し倒れ処理には貸付先の破産処理が開始されることが必要だった。

外国為替

- ・ 外国為替法改正により、スロバキア人も外国で口座開設が可能となった（中央銀行への届け出は必要）。

失業者対策

- ・ 長期失業者は 7 日ごとに、その他の者は 14 日ごとに労働局に届け出ることが必要となった。
- ・ 労働・社会・家族省（以前の労働省）は個々の失業者に対して就労へ向けてのアクション・プランを策定する。

社会保険など

- ・ 社会保険負担率が引き下げられた。サラリーマンの総収入に対して 38.5%だった雇用者負担率が 35.2%へ引き下げられ、扶養家族数に応じて一部被雇用者負担率が引上げられた。
- ・ 失業手当の見直しを実施。失業手当の給付期間を、9 カ月から 6 カ月に短縮。また、給付額も最低生活保障額の 1.5 倍に設定された。
- ・ これまで社会保険庁が給付していた医療給付は、10 日以上給付については雇用者が給付

することに変更。

- ・ 扶養する子供 1 人当たり、4,800 コルナの税額控除を認める。ただし、年間所得が最低賃金の 6 倍以上あることが条件。

EU加盟に備えて大企業の多くは対応済みとみられているが、対応が遅れている中小企業については、付加価値税納税者登録義務に係る移行措置、複式簿記の採用義務付けなど、徐々に変化の影響が現れると思われる。

5. EU加盟後のメリット：多くの品目で関税率低下

スロバキアはEU加盟に向けて既にEU基準への適合を進めてきた。従ってEU加盟によって産業界の事業環境が急激に変化することはない。ただし、特定の業界で、例えば牛乳生産や砂糖精製量の割り当てなどにより大きな影響を受ける企業はある。

農地

EU加盟と同時にEUとOECD加盟国の国民は、森林と農地を除いてスロバキアの不動産を購入することが可能となる。森林と農地についても3年の移行期間を経て、2007年5月から取得制限が緩和される予定である。

物品税

物品税に関してはほぼEU並みとなっている。ただし、タバコに関しては2008年まで移行期間が設けられ、以降増税予定である。

エネルギー

エネルギーに関しては、2004年7月に電力・ガスとも家庭用を除いて自由化を予定しており、需要者は自由に供給者を選択できることになる。家庭用を含む完全自由化は2007年の見込み。

関税

関税に関しては、EU加盟以降、スロバキアはTARIC（EU共通関税）の適用対象となり、日本など第三国にとってはこれまでと関税率が変化する。

日本の場合、下記のように多くの品目で関税率が低下する。ただし、繊維など一部の品目については上昇する場合があるが、日本企業に対する影響は軽微であると思われる。

E U加盟に伴い関税率が低下する主な品目

HS コード	品目	スロバキアの現行 関税	日本からの輸入 品に係るE U共 通関税
8703	乗用自動車その他の自動車	17.1	0
8708	部分品及び附属品	3.0 ~ 6.0	0
8536	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機 器	0/4.8	0
8540	熱電子管、冷陰極管及び光電管	2.2	0
8525	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又 はテレビジョン用の送信機器、テレビジ ョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビ デオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	0 ~ 6.7	0
8479	機械類	2.3 ~ 4.8	0
9009	感光式複写機及び感熱式複写機	0 / 3.8 / 6.1	0
8547	電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導 管及びその継手	4.3 / 7.0	0
9018	医療用又は獣医用の機器	0.9 / 2.9 / 5.8 / 7.0	0
4016	その他の製品（加流したゴム製のものに限 る）	1.8 ~ 4.3	0
3926	その他のプラスチック製品及び第 39.01 項 から第 39.14 項までの材料から成る製品	6.5	3.9 ~ 4.8

(秋元真)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ④

～ ハンガリー ～

ブダペスト事務所

ハンガリーは2004年5月1日にEU加盟を控えているが、加盟時、あるいはその前後の時期に大きな変化が起こることはないとみられている。これまでのEU加盟交渉の過程を通じ、各種制度のEU基準への調和は概ね完了している。産業界にとっては、EU加盟による競争の激化が予想されるが、高速道路建設などを対象とするEU補助金に対する期待もある。また、カスタムフリーゾーンと呼ばれるハンガリー独自の非関税地域制度がEU加盟時に廃止されるほか、EU規制への調和も考慮した税制改革が行われるなど、企業によっては実務面で様々な対応を迫られるケースもある。

1. 主要業界の見方

EU加盟に際し、政府や関係機関の準備の遅れを懸念する声大きい。農業分野におけるEU補助金の支払い機関の設立が遅れていることから、2004年2月には農業団体がデモを行った。しかし、産業界のEU基準への対応は進んでおり、概ね平穏にEU加盟を迎えつつある。

(1) 機械・電気電子産業

- ・ EU現加盟国に親会社を持つ企業によってハンガリーで生産されている製品の大半は、EU市場に輸出されている。これを意識して、EU基準への対応は既に完了している。
- ・ EUとの貿易では、ほとんどの工業製品の関税が既に撤廃されている。
- ・ カスタムフリーゾーン（CFZ）では、原材料、半製品、設備機器の関税が免除されていたが、CFZはEU加盟と同時に廃止される。企業が受ける影響は大きいですが、制度の廃止は既

知のことであり、関係企業は粛々と対応しつつある。

- ・ 中・長期的にみて、競争がさらに厳しくなる点を懸念している。とくに国内市場のみで競争してきた中小企業の環境は、厳しくなるとみている。

(2) 運輸業

- ・ EUとの加盟交渉の結果、貨物輸送の自由化は、2006年未まで移行期間が設けられた。
- ・ 航空輸送分野は自由化される予定。騒音に関するEU基準を満たさない飛行機のブダペスト空港への発着は、2004年未まで認められるなど例外措置もある。

(3) 道路輸送

- ・ 道路輸送分野は、EUとの交渉が最も難航した分野。国内産業保護のため、以下の移行期間が設けられたため、当面大きな影響はないとみられている。
 - －3.5トン超～20トン未満のトラックによる輸送、および割当制だった20トン超のトラック輸送は自由化されるが、最大積載重量・容量のEU規則適用は、2008年12月末まで延期された。
 - －国内輸送(カボタージュ)の自由化については、5年間の移行期間が設けられた。
- ・ しかし、ハンガリーでは税金のほか、燃料やトラックのリース料などが高いと指摘されている。また、労働者の賃金水準も徐々に上昇すると見られることから、中長期的には競争力が低下するとの見方は強い。また、2004年1月には、EU規制の導入に伴い、運転手の勤務条件は厳しくなったほか、トラックへの航続距離測定メーターの取り付けも義務付けられ、コスト増加要因となっている。

2. モニタリングレポート指摘事項と対応の現状

欧州委員会は、EU加盟の準備状況に関するモニタリングレポート(2003年11月発表)で、ハンガリーの農業分野について深刻な準備の遅れを指摘した。その他の分野については、概ね制度対応が完了しつつあるとされている。しかし、EU加盟までに、もしくは設定された移行期間中に国内法制化や実施体制構築などの対応を迫られている事項は少なくない。今後、スケジュールどおりに取り組み、かつ、有効な実施ができるかどうか課題となる。

(1) 農業

欧州委は、EU補助金の支払い機関の設立を問題点として指摘した。また、情報通信システムの確立を含めた行政組織の統合、地域開発プログラムの実行、農産物の安全基準の確立も、具体的な改善点として指摘した。

食品衛生管理について、ハンガリーの家畜処理場はEUの関連基準を満たす必要がある。しかし、2003年末に行われた調査によると、既に約100カ所の処理場が閉鎖に追い込まれ、今後、規則への適合を求められている処理場が107カ所ある。これらの処理場の規則適合猶予は2004年1月20日までだったが、大規模な処理施設のうち44カ所は、2006年末まで適合の猶予期間が与えられた。

(2) 公共調達

EU法に調和した新公共調達法が、2003年末に議会で採択された。新法は2004年5月1日のEU加盟に合わせて発効する。新法の特徴は以下のとおり。

- ① ハンガリーに拠点を持たないEU企業でも、一定金額以上の公共調達に入札できる。
- ② 入札応募に際しての入札見積の作成に、コンサルタントの雇用を義務付ける。
- ③ 入札案件の評価を透明なものとするため、入札評価方法を事前に公開する。
- ④ 入札に違反があった場合は、公共調達審議会に入札を無効にする権利を付与する。

しかし、新法に従った入札書類の作成や報告書の作成など、手続きが煩雑な点、また行政が同法をその目的どおり運用できるか、という点を懸念する声もある。

3. 日系企業に関係の深い規則・制度変更

(1) 関税・通関制度

EU加盟に伴い、EU共通関税法およびその実施規則が施行される。国内法も、これに則って変更された。企業にとって、EU加盟に伴う大きな変更点は、カスタムフリーゾーン (CFZ) が廃止されることだ。140カ所あると言われているCFZでは、原材料、半製品、設備機械を関税および付加価値税なしで輸入できた。しかしEU加盟によりCFZは廃止され、EU加盟後は欧州委が承認した地域のみが、第三国との輸出入の関税免税地域となる。

現在、CFZで活動している企業は、国内企業化の手続きをすれば、引き続き外貨による決済を行うことができる。またCFZ内の設備機械や部品・材料は、EU加盟前までに内貨扱いの申請手続きをすれば、関税および付加価値税は免税となる。

(2) 企業関連税

2004年年初めから、EU規制への調和を考慮した税制改革が行われている。主な変更点は以下のとおり。

- ① 法人税の18%から16%への引き下げ。
- ② EU以外の国々に対してもロイヤルティおよび利子源泉課税が廃止となったが、EU以外の国々に対する配当についてはこれまでと同様、源泉税が課される。
- ③ 当該年度に支払った地方税額の25%を法人税の課税ベースから控除する。
- ④ 繰越欠損金の使用期限の撤廃（これまでは5年間のみ）。
- ⑤ 研究開発基金拠出金、課税問題の事前確認制度、電子申告制度導入など。
- ⑥ 地方事業税（2%）では、課税ベース（売上高－材料－業務外注費＋受取利息）のうち、受取利息の算入を従来の全額から50%に引き下げ。
- ⑦ 2004年2月1日より、自動車（中古含む）登録税を導入。
- ⑧ エネルギー消費税、環境税（大気汚染、水質汚染）の導入。

なお、個人所得税も、20%、30%、40%の累進税率を、18%、26%、38%にそれぞれ引き下げた。

(3) 付加価値税

- ① 付加価値税はEU規則に基づき、優遇税率のうち最低税率の0%を廃止して5%（医薬品、教科書、書籍など）としたほか、中間税率の12%を15%に引き上げた。一般税率（25%）は据え置き。また、土地取引に新たに付加価値税（25%）を課税する。不動産の賃貸は、従来どおり非課税。
- ② 5月1日からEU納税者番号制度、取引数量・金額・取引先国などの税務署への報告といったEU制度を導入する。また、付加価値税の即時還付制度を導入する予定。
- ③ 酒類やタバコの物品税を引き上げ。

(4) 投資インセンティブ

2003年から、EU基準に調和した投資優遇策「スマートハンガリー」を施行。さらに、外資系企業による新規投資の低迷が続く状況に鑑み、2004年にスマートハンガリーの優遇策を一部強化している。

- ① 法人税免除となる投資案件の投資額の下限を、100億フォリントから30億フォリントに引き下げ。低開発地域への投資の場合は、下限30億フォリントを10億フォリントに引き下げ。
- ② 優遇措置の条件である雇用創出数の下限を、500人から100人に、低開発地域への投資の場合は300人から50人に引き下げ。
- ③ 法人税の免除期間を現行の5年間から10年間に延長。
- ④ 職業訓練校の学生を雇用した場合、最低賃金（5万3,000フォリント）の20%の金額を企業の課税額から控除、大学生の場合は50%を控除。

(5) 工業規格

工業分野でのEU規格・規則への適合はほぼ終了しており、「現時点で法令・規格に適合して製造・販売している企業では、とくに対応措置は必要ない」（経済交通省・規格部局）とされる。規格に関する主なEU規則としては、あらゆる製品を対象とする水平的（一般）規則、CE（EU法制に対する適合性表示）マーク規則を含むニューアプローチ指令、およびオールドアプローチ指令がある。

水平的規則の例としては、製造物責任法（85/374）があるが、ハンガリーでは、93年の製造物責任法がこれに対応している。一般製品安全法（92/59/EEC）については、97年の消費者保護法 No. CLV および同実施令である製品とサービスの安全にかかわる政令 No. 79/1998 (IV.29) が対応している。また、製品安全制度と安全規則適合評価制度も、EU規則に適合している。

EUは、自動車、化学製品、医療関係製品、繊維製品などについて、加盟各国で仕様を統一するオールドアプローチ指令を適用しているが、これについても対応済みである。

(6) CEマーク

CEマークの取得を義務付けるニューアプローチ指令について、既に国内法の整備を完了し

ている。

ハンガリーは 2001 年 2 月、工業製品の相互認証協定 (PECA) を締結した。これにより、ハンガリーの検査機関で基準を満たせば CE マークを付けることができ、EU との輸出入に際し互いに相手側の基準認証を取得することは不要になった。さらに、2004 年からは原産地の制限がなくなり、第三国製品でもハンガリーで認証を受けられるようになった。

PECA に基づき、MEEI (低電圧電気機器、電磁環境両立性、機械)、TüV Rheinland (機械、低電圧電気機器)、MBVTI (ガス機器、ボイラー)、ORKI (医療機器) の 4 機関が EU に認証機関として認定されている。さらに、今後いくつかの機関の認定申請が出される予定である。

また CE マークは、製品だけではなく、部品・材料、設備機器なども対象とする。第三国からの中古機械なども、EU に輸入される場合は付与が義務付けられる。

また、EU 加盟国で使用していた設備機器などをハンガリーに持ち込む場合、当初 EU 規則に適合して使用されてきた機械などは、後に CE マークの対象となっても、新たに取得する必要はない。しかし、当初から EU 規則に適合せず使用されてきた機械などは、その後に CE マークの対象となった場合、あらためて取得が必要となる。

(7) 環境関連法

自然保護および産業汚染対策分野では、EU 規則への対応は遅れていると言われている。自然保護の分野では、EU 関連規則への適合のほか、自然保護・特定鳥類保護区域の策定、行政力の強化などを改善する必要性をモニタリングレポートで指摘されている。産業関連では、統合汚染防止管理 (IPPC=Integrated Pollution Prevention and Control) 対象施設の許可手続き整備などでさらなる努力が求められている。

環境分野の一般的法制度は EU に調和しているが、戦略的環境影響評価(SEA)に関する規則は、2004 年 7 月までに国内法制化することが必要とされている。廃棄物処理では、廃車処理関連規則、地域処理計画策定などを加盟までに完了し、回収・処理施設建設は継続して実施することが要請されている。

都市の汚水処理は、2015 年までの移行期間が与えられた。包装資材廃棄物処理については、政令 94/2002(2003 年 1 月 1 日発効)にて EU 規制に対応しているが、適用は 2005 年 12 月末まで過渡期間が与えられた。

廃電気電子機器指令 (WEEE 指令) および電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制

限に関する指令（RoHS 指令）については、EU加盟国の国内法化の期限は2004年8月であり、既存加盟国の取り組み自体が遅れている。ハンガリー政府は国内法化に向けて研究および業界団体と意見交換を始めている。

4. EU加盟後のハンガリー市場

EU加盟後は、企業間の競争が激化するとみられている。また、また、厳しいEU基準・規則への適合や、賃金水準の上昇といったコスト増要因が懸念される。さらに、業種によってはEUへ人材が流出する可能性もある。

一方、通関手続の簡素化、EU共通基準、規則の浸透による市場の拡大のほか、先進国からの技術移転や、競争による製品・サービスの質の向上が期待できる。さらに、ルーマニア、ブルガリア、旧ユーゴスラビア諸国といった南東欧市場、あるいはウクライナといった国境を接する非EU加盟国とのビジネスの窓口となる可能性がある。

(小林孝雄)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ⑤

～ スロベニア ～

ウィーン・センター

スロベニアの EU 加盟に向けた準備状況について、欧州委員会は非常に好意的に評価している。政府は EU 加盟後のユーロ導入にも積極的であり、2007 年の導入を目標としている。EU 加盟、ユーロ導入ともに産業界、国民の支持は高い。旧ユーゴ時代から先進工業地域として発展していたスロベニアは、EU 加盟後の競争に対する懸念も小さい模様だ。

1. 政府、産業界の取り組みと重点課題

(1) モニタリングレポートの評価

欧州委員会が 2003 年 11 月にまとめたモニタリングレポートの中で、スロベニアの EU 加盟に向けた取り組みは非常に好意的に評価された。欧州委の見方では、スロベニアはほとんどのアキ・コミュニテール（欧州共同体基本条約に基づく法体制の総体）の分野についてハイレベルの調整がなされており、他の分野における現在の調整進捗も順調で、残された点も正式加盟までにはほぼ解決されるだろう、としている。

ほぼ要求に合致しているものの、完全に準備を終わらせる必要がある項目として、

- ・ モノの自由移動（旧式のアプローチ指令）
- ・ サービスの自由移動（個人情報の保護、金融を除くサービスの提供の自由、情報社会サービス）
- ・ 会社法（知的財産権の保護）
- ・ 競争政策（反トラスト法、競争監視機関の強化）
- ・ 農業（牛乳、砂糖における共通の市場機関、検疫管理システム、生物や動物製品の貿易、

農業食品機関の向上、動物性製品の残留物の管理)

- ・ 税制 (直接税)
- ・ 社会政策と雇用 (欧州社会基金、反人種差別)
- ・ 通信
- ・ 地域政策と構造基金との整合 (制度構造と金融管理)
- ・ 消費者健康保護 (市場管理)
- ・ 対外関係 (第三国との双方合意、発展政策)

が挙げられた。

一方、モニタリングレポートの中で唯一、加盟に向け直ちに改善が必要とされたのは、「人の自由移動」に関して、専門資格 (特に医者・歯科医・看護婦資格) の相互認定制度の改善であった。

経済基準については、欧州委は最初に取り組むべき課題として「インフレの抑制」を挙げた。一方、政府と中央銀行は 2003 年 11 月、ユーロ導入の前段階となる ERMII の早期参加を実現するための共同プログラムを採択した。同プログラムは、現在のマクロ経済指標の観点から 2004 年末までの ERM2 参加が適切とし、その後の 2007 年のユーロ導入を目指すこととしている。それを実現するため、政府は 2004 年のインフレ率を 3.5% から 4.0% の間に抑えるとの見通しを立てている。

(2) 指摘されたアキ項目に対する政府の取り組み (【】内は対応するアキ項目)

① VAT 法を改正【税制】

議会は 2003 年 10 月 2 日、VAT 改正法案を採択した。旧法では、EU 加盟国間のモノの移動に対する課税が明文化されていなかったため、欧州委の指摘事項となっていた。また、物品税法についても現在国会審議中で、2004 年内に可決される見込みとなっている。

② 通信放送郵政庁を権限の強化のため独立に【通信】

モニタリングレポートの中で、通信分野において「現在、有力企業でさえ原価管理モデルの導入が遅れており、寡頭競争となっている」と指摘された。そのため、政府は電気通信法の改正案を提出、現在審議中となっている。新電気通信法は、通信市場の適正な競争環境を整えることを目的としており、通信放送郵政庁の人員や予算を独立させ、権限を強化するこ

となどが内容として盛り込まれている。

③ 競争促進庁の規模・権限を拡大【競争政策】

2003年9月時点で競争促進庁は13名の人員で競争市場の管理に関する専門知識と情報の整理を行っていたが、競争ルールの刷新と実行のため、2004年1月に同庁の規模・権限の強化を決定。競争促進庁としての最適な機能を発揮するため、少なくとも37名程度の人員が必要、とした。

④ 国境における家畜などの検疫体制を強化【農業】

2004年2月、欧州委はスロベニアでEU加盟へ向けた準備の遅れている分野として、「税制(上記)」と「家畜などの検疫の標準化」を指摘した。これを受け、エンゲルマン欧州担当省副代表は「新たに約70の法規・規制を適用すべき余地があり、これらは3月末までに導入されていく予定」と説明した。また同副代表はクロアチアとの国境や国際空港、コペル港などの検疫体制整備は既に終わっている、もしくは5月1日までに終了する見込みとしたが、クロアチア国境のグルスコヴィエについて、EU基金との間で拋出に絡んだ複雑な状態になっており、「(検疫体制の面で)最も問題となり得る国境」と述べ、早期の解決が必要であるとされた。

(3) EU加盟に対する産業界の取り組みと準備状況

① 産業界・企業の準備は順調

スロベニアは旧ユーゴ時代から先進的な工業地域として発展し、他の新規加盟国に比べて自由競争の社会が独立以前から定着していた。そのため、スロベニアの産業界および企業はEU加盟後のEU域内市場および国内での競争に対し、ほぼ完全に準備ができているといえる。また、産業界は農業を除いては特に政府に対し、直接にEU域内や国内市場におけるそれぞれの立場を良くするような重大な援助や支援を求めている。国家からの補助金もGDP比で2001年1.96%、2002年1.45%と加盟へ向け減少してきている。EU加盟交渉で農業分野に関しては、加盟後数年間は優位な補助金制度を維持できることとなっているが、それ以外の産業界への補助金は急激に減少しているといえる。

② 低いスロベニアの認知度

欧州委が実施した世論調査ユーロバロメーターによると、5月にEUに新規加盟する国の中でスロベニアの現EU加盟国内での認知度が比較的低い。現EU加盟国民に「次の中で2004年5月に新規にEUに加盟する見込みの国はどれか」との問いに対し、スロベニアの認知度は新規加盟国10カ国中7番目だった。人口が200万人の小国であることも原因として考えられるが、同じく人口の少ないキプロス、マルタ、バルト三国なども新規加盟国の中に含まれており、スロベニアの高い経済水準を考えると認知度は低いと言わざるを得ない。国別にみると、オーストリアが唯一82%と高いものの、英国32%、アイルランド39%、フィンランド40%などEUの北部に位置する国に、スロベニアの認知度が特に低い。EUの経済的中心である独・仏もそれぞれ47%、52%と低いレベルで、加盟後の影響は未知数であるものの不安要素の一つとなっている。

③ ユーロ導入支持は新規加盟国の中でも最高

一方、依然としてユーロ導入の支持は非常に高い。2003年10月のユーロバロメーターによると、スロベニア国民の81%がユーロ導入に賛成、と答えている。同年5月の調査からは7ポイントほど下がったものの、この支持率は2位のスロバキアの71%、3位のハンガリーの61%に大きく差をつけており、新規加盟国中トップとなっている。この背景として、自国通貨トラールが、独立後流通してからまだ10年程度しか経過していないため、それに対する愛着が少ないことなどが挙げられるが、自国経済がEUに近づいている自信の裏付けとも見ることができる。

2. 国民投票など加盟に向けた政府、産業界、経済団体、マスコミの反応、評価

(1) 圧倒的多数でEU加盟賛成

スロベニアでは2003年3月23日に実施された国民投票の以前から、1党を除いてすべての政党がEU加盟を支持していた。また、3分の2のビジネスマンがEU加盟を支持しており、EU加盟が障害になると答えたのは10%に満たなかった。しかし、投票前の世論調査では3分の2の人が「賛成」と答え、ほぼすべてのマスメディアも政府のEU加盟促進政策を支持していたものの、一方で「反対」も18%程度存在した。反対派は主に民族主義者のグループで、

彼らは反対の理由として経済的な影響を危惧していたわけではなく、スロベニアの文化や言語、土地の所有への影響や国家主権の制限の可能性などに懸念を抱いていた。

2003年3月23日にEU加盟を問う国民投票が実施されたが、投票率60.4%で賛成票は89.6%と他の新規加盟国と比べても最も多い支持を集めた。また、同日NATO加盟に関する国民投票も実施された。当時イラク戦争開戦間近と見られていたため、事前の世論調査でも賛成が50~55%で、賛成多数となるか微妙な状況だったが、結局66%の賛成を集め、NATO加盟に向けた条件は整った。

(2) 楽観論が大半、期待が過度との指摘も

国民投票後、EU加盟まで残り数カ月となった現在まで、EU加盟に関して国内で特にネガティブな意見は出ていない。ほとんどの人が、加盟後すぐに賃金水準の上昇やより良い就職環境、海外留学の機会の増加など経済的、政治的、社会的な安定がもたらされるだろうと期待している。しかし、この期待が少々大き過ぎると見る論評も少なくない。ガソリンやタバコ、酒類や電気などの価格が上がる見込みということに気づいている人は少ない。楽観論はビジネスマンの間にも広がっている。最近の新聞の論評によると、多くのビジネスマンは、スロベニアのEU加盟が、貿易コストの軽減および情報交換の可能性が増えることによるノウハウ取得により、国内企業の競争力が強化され、効率性・生産性が向上するとともに、外国直接投資の増加をもたらすだろう、と見込んでいる。

3. 今後予想されるビジネス環境の変化

(1) 日本企業に対する積極的な効果はなし

スロベニアは既にほとんどのEU法規に整合しており¹、EU諸国との自由貿易も3年以上前から段階的に行われているため、2004年5月の加盟時における大きな制度変更はない。その意味では、スロベニアに進出している、もしくはスロベニアと貿易を行っている日本企業にはEU加盟による積極的な効果はないといえる。EU域外からのスロベニアへの輸出については、EU加盟後は現在より厳しい基準や衛生規定などを遵守する必要がある。また、スロベニアはこれまでアンチダンピングの措置を導入していなかったが、EU加盟後は現在のEUが行

¹ 既に1,000近い国内法がEU法規に整合しており、残りの200も2004年内に法改正が可決される見通し。

っているアンチダンピングの規定に沿わなければならなくなる。そして、唯一実際の障害となる点として、自然人の土地所有権の制限が挙げられる。EU加盟後、域外の自然人（法人はこの限りではない）は相互合意のない限り、EU内の土地の所有権がなくなる点に注意が必要である。

（２）平均関税率は引き下げへ

現在、日本など第三国からスロベニアへ輸入する際の平均関税率は 9.4%で、EUの平均関税率より若干高い設定となっている。EU加盟後はスロベニアも現在のEUが実施している関税レベルまで下げられるため、日本などからの輸出にとってはプラスの効果がある。

現EU加盟国企業との競争という観点からは、すでにスロベニアがEU加盟国から輸入する際の関税はゼロだが、EU加盟によりスロベニアの関税率が下げられることで、非EU加盟国に適用する関税率とEU加盟国からの関税率のギャップが、若干縮小されることになる。

外国直接投資に関しては、現在、証券投資や資本取引などにおける日本企業の不利益はほとんどなく、EU加盟後も特段想定されていない。資本設備や技術の輸入は無関税であり、また他の免税対象の範囲も、国による格差は存在していない。

(斉藤朝史)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ⑥

～ エストニア ～

ヘルシンキ事務所

エストニアはEU加盟に向けて改革も進んでいることから、EU加盟後も特段大きなビジネス環境の変化はないとみられる。税制上のインセンティブも当面は維持され、投資先としての魅力は変わらないだろう。ただし財政面では問題もある。エストニアでは高い経済成長率が続いているが、輸入の増大などにより経常収支は悪化している。ユーロ導入に向けて財政構造の改革も求められることになろう。

1. 政府の重点課題

エストニアでは2003年3月に総選挙による政権交代があり、共和党（レス・プブリカ）ユハン・パルツ党首を首班とする新内閣が発足した。カッラス前首相が党首を務める改革党も連立与党に加わっており、EU加盟に向けた政府の姿勢に基本的な変化はない。

エストニアは、欧州委員会のプログレスレポートでも新規加盟10カ国中、改革の進捗状況および問題の少なさにおいて上位3番目と評価されている。しかし、特に法制度面で、雇用契約法、男女機会均等法、EU加盟国で認められた専門資格者（特に医療関係の薬剤師、看護師、助産婦など）の労働移動に関する相互承認制度の早期成立が求められている。これらについては、エストニア政府も強く認識しており、既に法案の提出など準備が進められている。

政治面では行政機構の強化、ロシア系住民のエストニア社会への融和推進の遅れが依然として問題視されている。

経済面では、急速に拡大している経常収支赤字への対策の必要性が指摘されている。今後の円滑なユーロ導入を目指す上でも、早期是正に向けた対策を打ち出すようIMFも警鐘を鳴ら

している。エストニアでは依然として高い GDP 成長率など国内経済の好調が続いている。著しい平均賃金の上昇に比して、物価上昇率は安定推移していることから、国内消費や投資が活発化している。このため旺盛な内需に伴う輸入の大幅な伸びに、輸出の伸びが追いつけなくなってきたことから、経常収支赤字が構造的に顕在化し始めた。

2003 年上半期 GDP 成長率は 4.3%で、個人消費と公共消費がともに堅調な伸びを示した。これを反映して製品輸入の伸びも 12.4%増（412 億 780 万エストニア・クローン*）（*以下クローン、1ユーロ=15.65 クローンで固定）となっている。これに対して製品輸出額も 9.1%増（304 億 2,770 万クローン）と伸びてはいるものの、製品貿易の赤字額は 107 億 8,050 万クローン（前年同期比 23.2%増）に上り、サービス貿易の黒字を打ち消すかたちで貿易収支は 68 億 7,730 万クローン（同 53.4%増）の赤字となっている。この貿易収支赤字は前年比で 1.5 倍以上に膨れ上がり、経常赤字全体（94 億 1,000 万クローン）の 7 割以上を占めている。2003 年上半期の経常赤字は前年同期比 52.3%増、2002 年の経常赤字（132 億 3,600 万クローン）も前年比で 2 倍以上の悪化（124.7%増）であった。このように急速に拡大する経常赤字は 2003 年第 2 四半期現在、GDP 比 14.7%にまで達している（2002 年は 12.4%）。

政府は海外市場の景気回復に伴う輸出増、並びに EU 加盟による海外からの直接投資の増加に期待を寄せている。しかし市場関係者は「予想以上に輸出の回復力が弱く、当面は顕著に改善する要因はない」とみている。これまで安い労働力をテコに外資を誘致し、加工貿易立国として成長を果たしてきた同国の経済システムの根幹は大きく揺らぎ出している。

財政面においても、構造的な赤字要因が顕在化しつつある。少子高齢化が急速に進んでいるにもかかわらず、先の総選挙における与党公約により、所得税率が引き下げられ、税収が逼迫することから、福祉財政の見直しも避けられない。このような将来への危機感から、2004 年度予算審議においては、連立与党内部でも所得減税スケジュールの見直しについて議論が分かれ、現行 26%から向こう 3 年間で毎年 2%ずつ段階的に引き下げる当初の計画を 1 年延期し、2007 年に 20%とすることとしている。同時に非課税最低所得も、現行の月収 1,000 クローンから 2006 年までに 2,000 クローンに段階的に引き上げられることが決まっている。

2004 年度政府予算は EU 構造基金からの補助金（52 億クローン）が計上されるため、466 億クローン規模（前年比 17.2%増、69 億クローン増）となる。歳入は GDP 成長率 5.6%、平均所得 7,362 クローン（前年比 9.0%増）との見通しに基づき試算されている。当面は、公共支出の規模の拡大と所得税減税効果による国内消費の活況が、景気を下支えし続ける要因になる

とみられる。

2. EU加盟に向けた国内の反応

EU加盟の是非を問う国民投票が2003年9月14日に行われ、賛成が66.8%（投票率64.0%）と過半数を超えた。それ以前の世論調査では、2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会での合意をピーク（57%）に、2003年6月には過半数割れ（48%）になるなど一時は否定的な様相も呈していた。しかし、8月には62%まで支持率が盛り返し、国民投票はほぼ予想どおりの結果となった。

新政権が落ち着き始めた6月頃から、リューテル大統領やパルツ首相をはじめ政府要人から、国民投票に向けて積極的参加を呼びかける発言が多くみられるようになり、インターネットやテレビ・ラジオCMなどの投票キャンペーン（予算250万クローン）も始まった。反対派の動向に影響を及ぼすかとみられた最大野党の中央党も、EU加盟に対し強い拒否反応を示した地方支部と中央の意見が完全に分裂し、統一方針が打ち出せなかった。

産業界も圧倒的賛成多数とはいえない状態であった。EU非加盟となれば経常収支悪化により実質的な通貨不安につながるのではないかと、また加盟しても諸物価の高騰が内需の停滞を引き起こすのではないかと、という両面が指摘されていた。

しかし、EUの地方開発補助金を期待する大規模公共工事も次々と計画される中、「非加盟を選択しても現在の経済状況は長続きしない」、「労働力移動も含め自国のサービスや製品をEU市場へ輸出し続けるためにEU加盟は経済発展の必然的なステップ」という現実的な考え方が、徐々に広まりつつある。

ナショナリズムを前面に押し出した反対派団体が展開したキャンペーンでは、「国家の独立性が失われる」という主張のほか、事実誤認に基づくものも多かった。例えば、EUに加盟すると「遺伝子組み換え食品や口蹄（こうてい）疫が流入する」「ガソリンなど生活関連諸物価がEU並みに高騰する（実際には2004年5月からガソリン税が、新たに1リットル当たり1クローン課されるだけで、市場要因以外に大きな価格変動をもたらすものはない）」などがあった。

パルツ首相は、このような国民に誤解を与える宣伝活動について、反対派とのテレビ公開討論会などを通じて正してきた。首相は、国民がEU加盟を承認したことについて「国民投票の結果は国家独立回復後、最も重要な歴史的選択の1つであり、国家の独立性と安全保障ならば

に経済発展や生活水準の向上を保証するものである」と、同日声明を発表した。リューテル大統領も「勤勉かつ競争力の高いエストニア労働者が恐れるものは何もない。EU加盟は国家に大きな発展をもたらす」と述べている。産業界の期待は外資流入による経済活性化、EU プロジェクトによる雇用創出などに集約される。

3. 予想されるビジネス環境の変化

(1) 投資インセンティブ

エストニア特有の投資インセンティブである対内再投資非課税制度（企業の課税対象利益のうち再投資に回される分についての法人税は免除）はEU加盟後も2008年末まで維持されることが2003年の交渉段階から既に確認されている。また、親子会社間の利益送金には課税しないとのEU規則との調整も2008年末までの移行期間を設けている。

目下最大の投資国で既に二国間投資保護協定なども締結しているフィンランドやスウェーデンにとって、エストニアはEU経済圏として織り込み済みであり、大半の進出外資系企業にとって目立った投資環境の変更はない。

(2) EU共通関税

しかし、これまで自由貿易政策を掲げ、関税も非関税障壁もほとんどなかった同国が、今後はEU域外からの輸入にEUの関税制度が適用されることで、実務的混乱や煩雑化を招くのではないかという懸念がある。また、労働賃金の上昇は避けられず、EU規格に適合するための新たな費用増も操業コストの上昇につながる可能性が指摘されている。何よりも、これまで加工貿易立国として下請け製造で産業発展してきた経緯から、第3国からの調達原材料に関税が賦課され、結果として原材料費が値上がりすれば、①価格転嫁による競争力の喪失か、②生き残りのための合理化かの二者択一を迫られることとなる。

その他、エネルギー（2008年末まで市場開放の猶予期間）、ロシアからの鉄鋼輸入（EU域外共通関税対象、関税割当）、ノルウェーからの水産物（関税割当）など、産業によっては個別具体的な影響も若干出てくるであろう。また、ウクライナとの自由貿易協定失効はロシア向け二重関税回避の迂回輸出という側面もあっただけに、特に魚介加工業などは今後より一層EU市場向けに注力しなければならないことになる。

(3) 対内投資

しかし、北欧など近隣諸国にとってエストニアが今後とも魅力的な投資先であることは変わらないであろう。最近の流れとしては、隣国フィンランドから、従来の製造業のみならず、サービス業のシフトも増え始めている。フィンランドとの比較で、雇用主にとって実質的に3分の1程度で済むといわれる税制面での利点や、現在でも賃金が相対的に低廉であることに加え、エストニア人の勤勉性と言語能力の高さを活用するため、コールセンターを移すケースも多い。例えば、シリヤライン（旅客船運航）は150人規模の24時間予約対応をタリンで行っているほか、ラジオリンヤ（モバイル通信）も2003年夏から試験的に夜間の顧客対応窓口をエストニア子会社に移した。旅行代理店最大手のスオメン・マトカトイミスト社も法人顧客向けオンライン予約センターをエストニアに移す計画である。

ただ、バルト三国が同時加盟となり、人の移動が自由化されることで、エストニアのタリンよりもラトビアの首都リガの方が、地域拠点となる都市として魅力が高まるのではないかという見方もある。

(4) ユーロ導入

ほかに予想されるビジネス環境の変化としては、ユーロ通貨導入（EMU 参加）が挙げられよう。エストニアの通貨クローンはもともと旧ドイツ・マルクと固定レートで連動していた。現在は自動的にユーロとの固定相場制となっていることから、エストニア側にとってはユーロ導入に大きな障害はない。中央銀行のクラフト総裁は2006年のユーロ導入に向けた準備開始を明言しているが、現実的にはユーロ導入は2007年頃になる（エストニアのEU代表部ラフオヤ次席代表）との見方が一般的である。

しかし、これまで順調に推移してきた同国の財政も、少子高齢化による社会福祉年金給付額の急激な増大という構造的問題が深刻化している上、所得税減税がさらなる税収逼迫を引き起こし、経常収支の赤字も急速に悪化している。これら要因も考慮に入れるとユーロ導入までの道りは厳しいものになるとみられる。

(5) 労働者の移動

またEU加盟後の労働市場について、国外への出稼ぎ労働者が増える可能性は低い。労働力移動の自由について、現加盟国の多くは2年間の移行期間を設ける予定である。特に隣国フィンランドでは、既に自国の高失業率が最大の内政課題になっているだけに、神経質かつ悲

観的な見方が多い。例えば、フィンランド小売業協会では、「2～3割価格が安ければフィンランドの消費者もエストニア製品を選ぶ」という消費行動を前提条件に試算すると、食料品・雑貨産業だけでフィンランドの1,700人が職を失い、さらにアルコール飲料や一般大衆薬の流通業まで加えると約6,000人が失業するとみられる。

しかし、最近ではエストニア側ではフィンランド人が恐れるほどの規模で大量流入する意思はないとの見方もある。2002年時点の調査（フィンランド中央労働組合；SAK）では、エストニア労働者の2人に1人がEU加盟後、国外に働きに出たいとし、希望する行き先はドイツ、フィンランドが主であった。そのためSAKは、不法就労者の流入増大を未然に防ぐ目的から、エストニアの首都タリンに労働情報センターを設置した。しかし、2003年に行われたフィンランドの経済調査機関（EVA）による別の調査結果によれば、国内経済が好調な現在のエストニアで、フィンランドに出稼ぎを熱望しているのはわずか6%に過ぎず、多少興味はある（39%）ものの、52%が興味なしと答えている。

一方でフィンランド人は半数以上が、現在の自分達より安い賃金レベルのエストニア人労働者に職を奪われることを恐れている。しかし、逆にバルト三国で働くことに興味ありという人も16%（全く興味なしは61%）いる結果が示され、景気の好調が続いているエストニアと、景気回復が実感できないフィンランドとの意識の差が浮き彫りになっている。

（6）査証（ビザ）取得

エストニアで日系企業が活動する際のビジネス環境の変化は、EU域外向けの共通関税賦課とEU指令準拠などのほかに特筆すべき点はない。

ただし、エストニアに駐在する必須条件であるビザ取得については、2003年5月から若干の手続き改正があった。一定額（法人100万クローン、自営業25万クローン）以上の投資をした個人（外国人投資家）に与えられるビジネスビザと、エストニアで被雇用者となるための労働許可付在留ビザ（6ヵ月間で90日以上滞在する者）の双方について、申請時に収入証明と保険証券の添付が義務付けられている。保険証券は従来も添付を要求されていたもので、同ビザでは同国の社会福祉は受けられないため、ビザの有効期間中に発生する医療費などに適用される任意保険に加入していることを示す必要がある。

収入についても申請前6ヵ月間にエストニア平均月収の18倍以上の収入（給与など）があったことを証明することが条件となった。例えば、エストニア平均月収が現在約6万円程度（た

だし、現在エストニア平均賃金は年率 10%以上のペースで上昇中)として、過去 6 ヶ月間で 108 万円、月給換算では 18 万円以上ということになる。また、労働許可付在留ビザの取得に際しては、エストニア側の雇用者が当該職に外国人（ここでは日本人）を雇うことについて、労働当局(The Labour Market Board)の許可を得てからの在留ビザ審査(The Citizenship and Migration Board)となるため、申請から手続き完了まで 2 ヶ月以上かかる（フィンランドなども同じ事情）ため、入念な準備が必要である。

(岩井政之)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ⑦

～ ラトビア ～

ストックホルム事務所

ラトビアではEU加盟に向けた法制度の整備はほぼ終了しているが、政情不安の解決、政治的な透明性を高めることが課題だ。関税システムもEUへの準拠が急がれているが、EU加盟による関税率の変更後も、日本企業への大きな影響はないとみられる。

1. ラトビアのEU加盟決定後の政府・産業界の対応

(1) 政府の取り組み

ラトビア国内法のEU法令との整合化はほぼ終了している。政府は、欧州委員会のモニタリングレポート（2003年11月）で指摘された、ラトビアの制度上の不備を2004年5月1日の加盟までに是正することに全力を尽くしている。

最も緊急の課題は、関税および国際取引における付加価値税賦課システムをEU域内の他国と相互運用できるように整えることである。次いで、EU域内の労働力の移動に関して、ラトビアの学歴証明が他国でも認められるようにすること、さらに、ラトビアの動物性廃棄物の処理をEU規定に準じて徹底することである。

特に関税システムを整えない限り、ロシアなど第三国からラトビア経由で他のEU加盟国に商品が移動する場合に、二重に通関手続きが必要となり、「EUの東の玄関」の役割を担おうとする海運国ラトビアにとっては死活問題となる。このため、政府は専門職員研修と通関処理システムの試行を開始した。

政府はまた、公的機関における人事管理の公表や、年次報告書の作成など、公的サービスの透明性を高めるための環境整備も開始している。欧州委員会の改善勧告を受けて設置された「汚

職防止対策局」の活動をさらに徹底することも決定された。

ラトビア国会は、EU加盟をめぐる2003年9月20日の国民投票の結果を受け、2003年10月30日にEU加盟条約（2003年4月16日にアテネで調印）を批准した。

政府は、今後EU内のラトビアの位置を強固なものにすると同時に、NATO加盟の実現を現在の外交政策の主眼としている。

（2）産業界の反応

産業界はラトビア国内の政情不安に対して不満を持っている。2003年9月の国民投票の結果が明らかになった時点で、連立政権内の各党の対立は顕著となっていたが、2004年2月5日に内閣総辞職の事態となった。産業界は各政党の政治的対立がラトビアのEU加盟準備を遅らせることに大きな懸念を抱いている。

フレイベルガ大統領は、国会議席の4分の3を占める右派政党の党首らとの協議のもと、2004年2月20日にインデュリス・エミス氏（緑と農民連合党、ZZS）を首相に指名した。

エコノミストは、政府の国内企業活動の促進策が後手に回っていることに批判的である。産業界はルイヤンス前経済相との関係は非常に良好であったため、彼が新政府に返り咲くことを望んでいる。

産業界は政府に対し、ラトビアのEU加盟に付随して、企業活動・手続きに関する情報、特にEU構造基金の申請に関する情報の提供を要求している。ラトビア経済省は5月までには情報提供体制が整い、7月から申請手続きが可能になると予測している。

EU加盟後には、ガス、電気、ガソリンなどの国内価格が上昇することが予想されるが、産業界はその価格上昇が生産活動に与える影響を懸念し、政府に何らかの対策を講じるよう働きかけている。

ラトビア企業は政府が決定した「国家革新プログラム」の実施プラン（2004～2006年）によって、特許登録、革新システムの導入などに補助を受けられるようになった。同プログラムによる2004年の補助金は1,200万ラツツ（1ラツツ=約0.48円）である。

また、ラトビアの中小企業支援が必要との産業界の働きかけによって、政府は、EU構造基金を活用する中小企業支援プログラムを開始し、ラトビアの中小企業は商業銀行でローンを組む際に政府保証を得られるようになった。

ラトビア中小企業連盟は2003年5月に結成され、政府との定期交渉を持っている。

2. EU加盟をめぐる国民投票

2003年9月20日に行われたEU加盟の是非を問うラトビアの国民投票は、投票率72.5%という高い関心が示され、67%が賛成、32.3%が反対という結果となった。選挙結果発表後、フレイベルグ大統領、レプセ首相、ルヤンス経済相などは大きな喜びと期待のコメントをした。

産業界は選挙結果を好意的に受けとめたが、各企業は国民投票結果が出てから初めて、EU加盟には実際にはプラスマイナスの両面があることについて認識し始めた。

ラトビア輸出連盟のダヌセヴィク会長は、EU加盟はラトビアの貿易にとって良い結果をもたらすと述べた。ラトビア商工会議所のラスマニス会頭は、資源配分の新しい見方と労働者の訓練が必要になると指摘した。ラトビア労働者連盟のヤウンゼメ会長は、人的資源の重要性がより理解され、また、EU加盟は高品質の証明となり、外国投資家やバイヤーによるラトビア製品への信頼度が増すだろう、と述べた。

また、産業界は、EU本部（ブリュッセル）が有能な官僚をラトビア国内から引き抜いてしまうことを懸念している。

3. 予想されるビジネス環境の変化

(1) 税制改革

EU加盟による貿易分野での主要な変化は、関税制度について顕著である。関税制度については、移行期間の設定はなく、2004年5月1日のEU加盟から即時EU共通関税制度が適用される。EU域内では自由にモノの移動ができるため、ラトビア国内外の経済活動は非常に活発になるだろう。

輸入の際に、関税と天然資源税、付加価値税をまとめて税関で支払わなければならない現行制度は2004年4月30日で廃止される。5月1日からは、税関が徴収するのはEU域外からの輸入に対する関税のみとなる。

日本との貿易への影響については、ネガティブな影響はないといえる。EU加盟後はラトビアの貿易政策はEUのものと全く同一となり、2004年5月1日までにラトビアは従来二国間で結んでいた貿易協定を破棄するが、ラトビアと日本との間には二国間協定はもともと存在し

ていなかった。日系企業の視点からはラトビアのEU加盟は一般的に関税率が低くなることを意味する。

EUとの協定に基づき、関税率が段階的に引き上げられるものもある。例えば、タバコは2004年12月31日までに、1000本当たり6.3ラツツおよび市場価格の6.1%に引き上げられる。ビールも2004年5月1日から関税率が引き上げられる予定である。

現在、燃料についても関税の引き上げが予定されているが、具体的な税率や移行期間については現時点で決まっていなかった。付加価値税は5月1日から引き下げられる。一般税率は18%にとどまるが、現在の2つの軽減税率（9%と0%）は、税率5%に統一される。現在9%の税率が適用されている品目は、医薬品、医療器具、医療施設における個人消費物、幼児用食品、書籍、新聞・雑誌（広告が50%を超えるものおよびポルノグラフィを除く）、ホテル宿泊費、家庭ゴミの収集・運搬・処理などである。0%の税率が適用されているのは、科学分野の書籍などである。

国内取引における傾向もEU加盟国に近づきつつある。販売業者の企業合併が盛んで、卸売業者の役割が縮小し、直売センターや販売代理店が卸売り業者にとって代わる傾向がみられる。

2004年中に国会で承認される予定の新通商法のガイドラインに沿って、国内市場のビジネス環境整備も進んでいる。例えば、ラトビアは欧州の中でもまれに、キャッシュ・アンド・キャリー営業を禁止しているが、この新法が適用されるようになればこの禁止条項は廃止される。

さらにラトビアの法人税減税（2001年の25%から段階的に減税され2004年1月1日には15%）の効果が出てきており、ラトビアへの外国からの直接投資が増加している。主要な投資国はスウェーデン、米国、デンマーク、ロシア、ドイツ、ノルウェー、エストニアである。特にロシアからの投資が増加しているのが注目される。

2004年に不動産税が1.5%から1%へ引き下げられることが計画されていたが、これは2007年に延期された。

（2）基準認証など

基準認証に関しては、現在は動物を原料とした食品の生産と販売に関する制度の改善が進められている。ラトビア企業がEU基準を満たすべく、国立食品動物サービス局が認証を行う。2004年5月1日からEU基準に適合した方法で生産されたことを示すマークを導入する。2004年3月1日までに認証あるいは移行期間設定（猶予）の認可を受けられなかったラトビア企業

は企業活動を継続できない。移行期間を認められた企業は当該期間中に国内のみであればビジネス継続が可能となる。

動物を原料とした食品以外の食品についても、認証制度の導入をEUは指示しているが、導入期限は設けておらず、認証もEUが認可した機関が行う必要はなく、国内の機関による認証でよいとしている。

2004年1月1日から燃料の品質基準はEUと同様になったため、ロシアやベラルーシから石油を輸入することが出来なくなった。そのため原油価格が上昇（1リットル当たり約0.015ラツ前後）するなどの影響が出ている。

（3）優遇措置の見直し

2004年1月1日から法人税が引き下げられたことに伴い、従来は中小企業対象に可能だった法人税の20%減免、ハイテク企業対象の30%減免措置は廃止された。

投資プロジェクト振興としての法人税分の40%減免措置はまだ継続している。その条件としては、①投資プロジェクトが内閣府の許可を得たものであること、②3年以内に開始されること、③規模が1000万ラツを超えること、である。

今後はEU構造基金を活用した補助金となり、2004～2006年は以下の分野のプロジェクトが優先される。

- ・ ビジネス関連のインフラの近代化
- ・ 国際展示会や貿易ミッションへの協力と参加
- ・ 新製品や技術の開発
- ・ 中小企業へのリスクキャピタルの援助
- ・ 被雇用者のスキルアップ
- ・ 起業援助

EU構造基金によるラトビアの企業援助は2006年までに総額1億1,200万ラツになるものとみられる。

企業サポート・プログラムの補助金を受けるためにはラトビアの企業として登録されていることが必要である。外国企業は子会社であれば、申請が可能である。

(三瓶恵子)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ⑧

～ リトアニア ～

コペンハーゲン事務所

リトアニアは、EU新規加盟国の中で比較的加盟準備が進んでいる。今後は、環境・農業分野で改善が必要とEU側は指摘する。産業界は、EU加盟により市場が広がることを歓迎する一方、リトアニアがEU関税に準拠することで、貿易も活発なロシアやウクライナとの関税率が上昇し、ビジネス上のマイナス影響も大きい。日本企業のビジネスに関しては、自動車産業にかかわる品目で関税率の上昇が目立つ。EU加盟後も、企業向けの投資優遇措置は継続されるが、優遇措置も準備・検討されている。

1. 政府・産業界の取り組みと重要課題

(1) 欧州委員会の評価とその後の取り組み

欧州委員会が2003年11月に発表したモニタリングレポートにおいては、リトアニアのEU加盟に向けて、制度等の改善が勧告された項目は2項目のみで、項目数でみた場合、加盟予定国10カ国の中でスロベニアに次いで準備度が高いという結果になっている。

改善が要求されているのは、まずEU域内での「人の自由移動」に関して、職業資格の基本的な相互承認システムが法制化されていない点である。弁護士資格に関する法制度も不十分である。また「漁業」に関する項目では、漁船管理についての法の整備・行政機関の設立は既にされているものの、人材不足から漁船管理は実施されておらず、管理についてデータが不十分な点である。

地元の報道では、改善勧告の項目数の少なさが焦点となっているのに対して、在リトアニアEU代表部のグラハム代表は「改善勧告の項目が少ないのは確かであるが、総合的にみると環

境・農業を中心にまだ取り組むべき分野は多い」と地元英文紙バルテック・タイムズにコメントしている。モニタリングレポートによれば、環境分野では、水質管理・自然保護・公害などの法制度の整備および、飲料水の品質ほか水をめぐる制度実施への努力、また農業分野では、補助金などの支払い実施機関の設立、生乳・牛肉分野のEU単一市場に向けた準備および域内市場における獣医学管理などでより一層の努力が必要であるとしている。

(2) 政府の対応

基本的に政府は、モニタリングレポートに対する評価に満足している。ヴァリオニス外相は記者発表で、「リトアニアがEU加盟準備の最も進んでいる国の一つとして評価を受けたことに満足している。レポートはリトアニアの進展と、リトアニア外交の一貫した努力に対する評価である。同時に今回のレポートは、改善すべき点を指摘しており、そのための課題が山積みとなっている。現在のペースを維持して、EU加盟準備を進めなければならない」と述べている。

モニタリングレポートの発表以降、改善が必要な分野については、精力的に準備が進められた。2004年2月初めにはEU加盟準備状況について、EU・リトアニア間の2国間会談が行われたが、リトアニア内閣府ゼルオリスEU政策分析・省庁間調整部長は、「EU側は11月以降のリトアニアの取り組みを高く評価していた」とジェトロ・コペンハーゲンのインタビューに回答している。

「人の自由移動」に関する職業資格の相互承認では、必要な改善は既に終了し、「漁業」に関しても、政府は改善策として法改正案を国会に提出しており、5月のEU加盟までに改善は終了することが見込まれている。

EU加盟への準備状況は、新規加盟予定国の中でも進んでいることから、リトアニア政府は、EU加盟後にリトアニアの国家システムが問題なく機能するための準備に重点をおいている。前出のゼルオリスEU政策分析・省庁間調整部長によれば、この準備は2つに大別され、①EUの意思決定への参加開始により、EUレベルでの討議事項に対する国内の準備・対応を可能とする体制の確立、②EUに準拠する関税ほかさまざまな制度の、窓口業務を含む全レベルでのスムーズな移行の実現、に向け努力している。

(3) 産業界の対応

産業界を代表するリトアニア産業連盟は、モニタリングレポートの評価を歓迎し、また今後

改善が必要とされる点には、より一層の改善努力が必要であるとしている。産業連盟のEU加盟への対応で最も重要なものは、リトアニア企業への情報提供およびEU加盟への準備体制の確立である。

産業連盟は企業を対象にEU加盟に伴う法制度変更などに関するセミナーを頻繁に開催しており、2004年3月にはさらに集中的にセミナー開催を実施する。産業連盟は「企業側の関心は非常に大きく、開催規模を上回るものである」とジェトロ・コペンハーゲンのインタビューに回答している。セミナーで関心を集める分野は、EU加盟による貿易制度の変更（EU域外との関税率変更など）、環境分野の規制や税制の変更などである。

セミナー参加企業は、EU加盟により市場が広がることから、EU加盟を歓迎する姿勢が大半を占める一方で、EU域外諸国（特にロシア・ウクライナなど）とのビジネスが活発な企業は、EU加盟を批判的にとらえている。特に対ウクライナでは、EU加盟により自由貿易協定が2004年5月1日に失効し、EUの共通関税が導入されるために、関税負担が生じるなど、大きな打撃である。これは産業連盟にとっても、重要な課題であり、政府を通じてウクライナとの貿易環境の改善をEU側に求めている。またウクライナがWTO加盟を申請していることから、WTO側に対するロビー活動を活発に行うと同時に、ウクライナ側とも調整を図っているとのことである。

2. 今後予想されるビジネス環境の変化

(1) 投資優遇措置

直接投資に対しては、90年代後半から数回行われた投資関連法の改正により、外国および国内投資は同等とみなされ、現行の投資優遇措置は、外国および国内投資のどちらにも適用されている。EU加盟交渉においては、自由経済区（Free Economic Zone、FEZ）内で適用される投資優遇措置が問題となったが、これはEU法に準拠する企業支援としてリトアニア公正取引委員会が承認しているため、EU加盟後も継続することが決定している。

また、小規模企業・農業関連企業向けの税制優遇措置についても、継続される方向である。2003年6月の投資法改正に伴い、新たな投資優遇措置の導入に向けて準備が進められているが、現時点で措置は確定していない。現在、準備されつつあるのは以下のような優遇措置である。

- ① 従業員の再教育コストを全額または一部還付
- ② 産業用地を購入した場合、その用地のインフラ整備を国家基金によって実施
- ③ リトアニア独立以降に民間への売却が不可能であった不動産を、特別契約で販売
- ④ 一定条件を満たす投資家に対し、該当企業の活動内容・状況に適した優遇措置の提供

上記に加えて、2004年2月には、自由経済区関連法の改正がなされた。法人所得税の免除・減額期間の延長など、下記のような一層の投資優遇措置の提供が決定された。実施は5月1日からである。

- ① 土地税免除
- ② 不動産税免除
- ③ 関税免除
- ④ 法人所得税免除および減額

自由経済区内に企業を設立した場合、または自由経済区内の企業に30%以上出資し、その投資額が100万ドル以上の場合、法人所得税が最初の6年間免除（改正前は5年間）、その後10年間50%減額される。改正前では、100万ドル以下の投資に対して、法人所得税が最初の5年間80%減額、その後の5年間50%減額が認められていたが、これは廃止される。

（しかしながら、自由経済区事務局によれば、このような投資の実績は過去にないとのことである。）

- ⑤ 配当金は非課税（外国の投資家のみ）
- ⑥ 土地のリース期間は、49年から99年に延長

EUの「アキ・コミュニテール」（欧州共同体基本条約に基づく法制度の総体）との調和から、上記による優遇措置の合計額が、中小企業で投資額の65%、大企業で50%を超えてはならないことになっている。

(2) その他ビジネス関連（税制・関税）

各制度のEUへの準拠に伴い、投資制度のほかビジネス環境全般に変化が出てきている。地元の記事および産業連盟へのインタビューによれば、企業動向を最も大きく左右しているのが、

税制および関税の変化である。以下に、EU加盟に関連する税制および関税の変化を簡単にまとめる。

(a) 税制

リトアニアは、EU税制との調整と国家財源の確保という観点から、2001年から税制改革を実施している。所得税・法人税については、変更がなされている。他のEU新規加盟予定国が、EU加盟に備えて法人税引き下げを実施する中、既に低率であったリトアニアは現行15%を継続している。これは、アイルランド(12.5%)に次ぐ低率である。

2004年にEUとの調整が実施されるのは、間接税の分野である。以下が主な調整内容である。

<物品税>

物品税については、EUの定める最低税率に準拠するために、多くの品目で税率の上昇がみられる。EU加盟をめぐる交渉で、リトアニアが税率調整の移行期間を得たタバコに関しては、2009年12月31日までに段階的に税率が引き上げられる。

それ以外の品目についてはEU加盟が実現する2004年5月1日に調整が終了する予定であった。2003年10月にEUが決定したエネルギー分野での最低税率の引き上げについても、2004年1月1日から実施する予定であったが、リトアニアは他の新規加盟国(キプロスを除く)と同様に移行期間を得、引き上げ分の調整については、2013年まで段階的に実施される。

表1～3にEUへの準拠による物品税の変更をまとめる。

表1 物品税 (2004年1月1日改正)

(単位：リタス)

品目	単位	改正前	改正後
ビール・ワインを除く発酵飲料(アルコール度8.5%以下のものを除く)	100 リットル	130	150
アルコール中間物(アルコール度15%以下のもの)	100 リットル	250	150
アルコール中間物(アルコール度15%を超えるもの)	100 リットル	370	230

紙巻タバコ 数量および価格の両方で、課税される。	1,000 本 従価税	42.6 価格の 10%	47.5 価格の 15%
ガソリン・その代替物	1 トン	1,250	1,318
灯油・その代替物	1 トン	720	1,002
軽油（暖房用を除く）	1 トン	820	1,002

(注) 表 2 とともに、1 トンは、ディーゼル油・灯油では 1185 リットル、ガソリンでは 1,330 リットル、LPG では 1,887 リットル

表 2 物品税 (2004 年 5 月 1 日改正)

(単位：リタス)

品目	単位	改正前	改正後
葉巻	1 キロ	30	38
喫煙用タバコ	1 キロ	30	111
暖房用軽油	1 トン	80	86
重油	1 トン	45	52
LPG	1 トン	388	432

表 3 エネルギー分野の EU 最低税率引き上げへの準拠

(単位：リタス)

品目	EU	リトアニア
ディーゼル油および灯油	1,000 リットル当たり 1,042.7 2010 年から 1,000 リットル当たり 1,139.4	段階的に引き上げ。 2004 年 5 月 1 日までに、最低 845.9、2008 年までに 946.0、2011 年までに 1,042.7、2013 年までに 1,139.4。
無鉛ガソリン	1,000 リットル当たり 1,239.6	2011 年までに段階的に引き上げ。 2008 年までに 1,115.3。
電力	商用 1MWh 当たり 1.7 それ以外 1MWh 当たり 1.7	2010 年まで無税

天然ガス	商用 1gj 当たり 0.5 それ以外 1gj 当たり 1.0	2010 年まで無税
石炭・コー クス	商用 1gj 当たり 0.5 それ以外 1gj 当たり 1.0	2007 年まで無税
オリマル ジョン	商用 1gj 当たり 0.5 それ以外 1gj 当たり 1.0	2010 年まで無税

(注) EUの税率引き上げで標記のないものは、2004年1月1日から実施

<砂糖税>

リトアニアはこれまで、輸入される砂糖および砂糖を含む製品に対し関税を課している。製品1キロに1パーセントの砂糖が含まれるごとに、0.01リタスが課税されているが、この課税はリトアニアがEUに加盟する2004年5月1日から廃止となる。

<取引高税>

現在リトアニアは、高級自動車（価格の10万リタスを超える分に対し、15%）、ポルノまたは暴力を含む出版物（75%）、物品税の対象とならないエチルアルコールを含む香水および化粧品（1リットル当たり10リタス）の取引税が課されているが、これは2004年5月1日付で廃止する方向であり、現在リトアニア国会で審議が進められている。

(b) 関税

EU加盟により、リトアニアの関税率はEUに準拠するため、域外貿易（特に域外からの輸入）に影響を与える。リトアニア経済省は、その影響を2002年の輸入実績に基づき試算した。関税率の変化が輸入に与えるの影響のみを試算するために、（非関税障壁が貿易動向を左右する）農産品などは含まず、一般的な産業品のみを対象としている。

日本からの輸入も試算に含まれている。日本からの一般産業品の輸入は、2002年にリトアニアの輸入総額の2.16%を占め、6億990リタスであった。試算によれば、日本からのこれら製品の輸入価格は、EU加盟を期に関税率の上昇により平均8.8%上昇し、EU加盟により価格が低下する製品はない。

大きく影響を受ける品目には、自動車、ゴムタイヤ、写真用の化学調整品などが挙げられて

いる。表4に、2002年に日本からの輸入額が15万リタスを超えていた品目について、関税率の変更を示す。

表4 日本からリトアニアへの主な輸入品目と関税率の変更

(単位：輸入額はリタス、関税率は%)

品目	HSコード	輸入額	変更前の関税率	変更後の関税率
乗用自動車で、シリンダー容積が1,500cm ³ を超え、3,000cm ³	8703.23.19 8703.23.90	24,693.7	0	10
乗用自動車で、シリンダー容積が1,000cm ³ を超え、1,500cm ³	8703.22.10 8703.22.90	44,262.0	0	10
その他の車両*で、シリンダー容積が1,500cm ³ を超え、2,500cm ³ 以下	8703.32.19	29,413.7	0	10
その他の車両*で、シリンダー容積が1,500cm ³ を超え、3,000cm ³ 以下	8703.33.19 8703.33.90	13,821.1	0	10
その他の車両*で、シリンダー容積が3,000cm ³ を超えるもの	8703.24.90	4,430.5	0	10
ビデオカメラ（スチルビデオカメラ、ビデオカメラレコーダを除く）	8525.40.99	2,900.1	0	14
写真用の化学調整品・その他	3707.90.90	6,189.7	0	6
印刷用・筆記用または製図用インキ・その他	3215.90.80	4,529.5	0	6.5
電球、電子管、せん光電球、その他のガラス封入管の部分品	8475.90.00	16,893.9	0	1.7
ゴム製の空気タイヤ（バスまたは貨物自動車に使用するもの）	4011.20.90	6,037.1	0	4.5
ビデオカメラ（ビデオカメラレコーダ）	8525.40.91	5353.3	0	4.9
その他のラジオ放送用受信機（録音装置または音声再製装置と結合してあるもの）	8527.31.91	1871.8	0	12

ゴム製の空気タイヤ（乗用自動車用）	4011.10.00	4282.7	0	4.5
その他の車両*で、シリンダー容積が1,500cm ³ 以下のもの	8703.31	1599.7	0	10
白黒写真用現像液および現像定着剤	370.790.30	2780.5	0	6**

（注*） ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン・セミディーゼルエンジン）を搭載したものに限り

（注**） 現在EUは、一定の規定を満たす商品に関して、この関税率の適用を停止している。

表4により、日本車の輸出への影響が非常に大きいことが明らかであり、ジェトロ・コペンハーゲンでは、日系自動車業大手に対し、関税率上昇の影響についてインタビューを実施した。

トヨタでは、「現時点ではリトアニアのEU加盟後の価格を決定していないが、近日中に決定する予定である。価格変更をする場合は、EU域外からの車種のみである。また、他のメーカーの価格変更方法にもよるが、段階的な価格上昇になる見込みである。販売台数については、欧州産の車の販売が多いことから、販売の落ち込みはみられないと考えられる。逆に価格上昇を避けるために、EU加盟前の販売増加が期待される。また、日本からの輸入される車種は高額なものも多く、（EU加盟に伴い）取引高税の廃止があれば、価格上昇分がある程度相殺されることになる」と回答を受けている。

ホンダでは、「関税率上昇による価格見直し・販売戦略の変更などは予定していない。関税率が上昇するのはEU域外、つまり日本から輸入される車両に限られ、一部のモデルのみである。また、リトアニア市場での競争相手は主に他の日系自動車企業であり、状況は同じである。その上、EU加盟により、EU域内から輸入される車両の税関手続きがなくなるために、その分のコスト減も考えられ、（EU加盟の）5月1日以降も現状どおりの体制を数ヶ月続け、その後必要があれば価格見直し・販売戦略の変更を考えたい」としている。

日産では「関税率上昇による価格見直しは予定していないが、関税分、対象車種の価格は上昇する。このために販売台数が減少することが見込まれる」との回答があった。

EU加盟により、リトアニアで最も大きく影響が出るのは、貿易も活発であるロシア、ウクライナ、ベラルーシなどの周辺EU域外諸国とのビジネスである。これらの国との貿易が多い企業については、生産施設の移転などにより生産コストを抑え、上記の国における高い関税率

を回避する動きがある。ペットボトル製造のネムノ・バンガ (Nemuno Banga) は、ウクライナの既存の工場を購入した。冷蔵庫製造のスナイゲ (Snaige) およびテレビ製造のシアウリュ・タウロ・テレヴィゾリアイ (Siauliu Tauro Televizoriai) については、カーニングラードでの生産を行っている。

なお、その逆の動きもみられており、2004年に入りベラルーシのトラックメーカーであるマズ (MAZ) が、5トン以上のトラックに課されるEUの輸入関税22%を避けるためにリトアニアに組み立て工場を設置することを発表している。

(猪木祥司)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ⑨

～ ルーマニア ～

ブカレスト事務所

ルーマニアは、ブルガリアとともに2007年1月のEU加盟を目指す。政府は2003年、EU加盟を視野に入れて憲法改正を行うなど、積極的な姿勢を示しているものの、汚職対策や市場経済の確立など、EU加盟に向けて政府が取り組むべき課題も多い。国民のEU加盟への支持率は高いが、加盟交渉の進展の遅れを危惧する声も出ており、政府は改革を早急に遂行することが求められている。

1. 政府、産業界の取り組みと重点課題

(1) 政府の重点課題

2002年12月、政府は「EU加盟のための優先行動計画」を発表し、EU加盟に向けルーマニアが努力すべき11の課題を挙げた。具体的には、①行政改革の促進、②アキ・コミュニテール（欧州共同体基本条約に基づく法制度の総体）遂行のための行政能力向上、③所有権制度の再構築および土地売買制度の改革、④司法制度改革、⑤機能する市場経済基準の達成、⑥汚職撲滅、⑦児童保護、⑧貧困対策、⑨加盟に向けた政治的基準の確保、⑩金融サービス部門の発達とビジネス環境の整備、⑪加盟義務の遂行能力の向上、を課題としている。

2003年のEU加盟交渉は、予算との関連性のない分野の多くを暫定的に終了させることと、より複雑な問題を含む分野（農業、地方行政、環境保護、競争）の交渉を進めることを重視した。プシュカシュEU加盟交渉主席交渉官は、加盟交渉で最も困難とされる項目は「農業」と「環境」であるとした。その理由として、ルーマニア農業をEU共通農業政策（CAP）に整合させるべく市場構造を改革する必要がある、環境保護には他の諸機関とのネットワークを構築

し、他機関の構造改革の実施が必要になる点を指摘した。

(2) EU加盟に向けた憲法改正

現行の憲法は1991年12月8日の国民投票を経て発効したが、ルーマニアの2007年EU加盟に向けて、憲法改正が行われることとなった。主な改正点は、①私有財産権に関して保障の文言を追加して強化したこと、②兵役義務の条項を削除して別途法律で定める旨を規定、③上下両院協議会の規定を削除、④議員特権の縮小、⑤大統領の任期を4年から5年に延長、⑥裁判所および行政機関における外国人の母国語使用の権利を保障、などとなっている。なお、憲法改正の主要な目的は、ルーマニアとEUの法基盤に齟齬をきたさないようにすることであり、改正案のなかには「ルーマニアのEU加盟を条件に」との文言が含まれた。

(3) 注目された「汚職撲滅」と「市場経済」ステータス付与

ルーマニアの汚職は、あらゆる分野で問題となっており、ビジネスにも大きな影響を及ぼしている。各国の汚職を調査しているNGO、国際透明性協会（Transparency International）が2003年10月に発表した報告書によれば、世界133カ国のなかで、ルーマニアはインドおよびマラウィと並んで83位であり、EU加盟国およびEU加盟候補国の中で最も汚職のひどい国となっている。さらに、12月に欧州委員会の「汚職対策局（OLAF）」が発表した活動報告書では、同対策局が取り扱ったEU加盟候補国を対象とした126件のうちルーマニアが49件と最大であった。同報告書はEU加盟候補国のなかでルーマニアが最も汚職が蔓延しているとの各種機関の報告書を裏付ける結果となった。

国民も汚職の深刻さを実感している。6月にソロス財団のオープンソサイアティ基金がルーマニアで実施した世論調査の結果では、80%がルーマニアにおける汚職の蔓延は一般的傾向であり、あらゆる社会階層に広がっていると回答した。

3月、ルーマニア政府は汚職対策パッケージ法案を承認した。このような取り組みにもかかわらず、7月にプヴァク欧州統合相の親族が経営する企業がEUからの無償資金を得ていたことが明らかになり、欧州統合相としての地位に鑑み、親族経営の企業がEU補助金を獲得することは不相当であるとの批判が出た（問題の補助金はレオナルド・ダヴィンチ計画と呼ばれる無償資金協力であり、ルーマニア人がEU諸国内の企業において行う研修に対する支援）。10月には、連日のように新聞で汚職に関連して批判されていたプヴァク欧州統合相、ベウラン保

険相、ミハイレスク内閣官房長官が辞任した。

11月5日には、欧州委によりルーマニアの加盟交渉の進捗状況に関する定期報告書が発表されたが、同報告書では、ルーマニアが「機能する市場経済」のステータスが付与されているか否かに注目が集まっていたが、この点について「ルーマニアは、断固とした改革が続けば、機能する市場経済とみなされ得る。加えて、EU内の競争圧力、市場の力に対処できるようになるためには、安定的に持続可能な構造改革プログラムが必要」と評価した。さらに、エネルギー、鉱業、運輸といった分野のリストラクチャリングまたは民営化の必要性、短期・長期的なコストを適正に反映させたエネルギー価格の設定の重要性を説いた。

定期報告書は玉虫色の表現となっていたことから、解釈をめぐる議論が分かれた。しかし欧州委の見方は、現時点では必ずしも機能した市場経済といえないが、断固として経済改革を推進すれば機能する市場経済となる、というもので、2005年には一層明確な表現となるよう改革努力の継続を促したものである。欧州委のパスカレーリ・ルーマニア担当首席交渉官は、ルーマニアが明確に市場経済のステータスを得るための3つの要件として、消費者物価上昇率の低下、相互債務問題の解決、緊縮財政の採用を挙げた。

(4) EU加盟交渉の進展

4月には、EU加盟条件であるアキ・コミュニテール31分野のうち、「資本の自由移動」の暫定合意に至った。暫定合意にあたっては、EU市民によるルーマニアの土地購入について移行期間が認められた。農地、森林区域は7年間、土地の自由購入が制限される。

6月には、「モノの自由移動」および「税制」の2分野で暫定合意した。「モノの自由移動」に関して自動車分野では、CTAC2002基準を採用した。また、例外はあるものの、2004年1月1日より輸入許可制が廃止された。「税制」では、加盟までの課題として、付加価値税では例外規定の調和と特別な体系の導入、アルコール、たばこ、鉱油の物品税をEU水準に合わせることで、課税対象商品の計算を徹底させるための簿記システムの実行などを挙げている。また、10月には「財務管理」分野で暫定合意した。さらに、12月には「人の自由移動」および「運輸」の分野で暫定合意したことで、残りは8分野となった。プシュカシュEU加盟交渉首席交渉官は、特に「人の自由移動」での暫定合意により、専門能力を持ったルーマニア人がEUで労働するために必要な手段が与えられたと述べた。「人の自由移動」とは、入国、研究、移動、仕事、雇用、給与に関する差別を撤廃することを意味し、加盟後2~7年の移行期間が設けら

れたが、2002年にはスペイン、ポルトガル、ルクセンブルグと2国間合意に至っている。

(5) 交渉のスピードが焦点に

ルーマニアの加盟交渉のスピードを不安視する意見もみられた。2003年11月21日～24日にルーマニアのEU加盟に向けたEU・ルーマニア委員会の年次会合で、欧州委のパスカレリ・ルーマニア担当首席交渉官は、ルーマニアにとってEU加盟交渉を2004年中に終了させることは義務ではなく、2005年中に加盟条約に調印することが重要であると発言した。さらに11月26日にはオランダのバルケネンデ首相は、2004年後半のEU議長国首相としてルーマニアを訪問し、ナスターセ首相との会談で、仮にEU加盟交渉の終了が2005年初めにずれ込んだとしても、2007年に加盟できると信じていると述べた。

同年12月12日～13日に開催されたブリュッセル欧州理事会の議長宣言では「ルーマニアおよびブルガリアのEU加盟は、2007年1月が目標」と明記されたことにより、ルーマニアの加盟がEUとしての目標であることが確認された。政府はこれを極めて大きな成果であるとして評価するとともに、2004年には選挙が行われるものの、EU加盟交渉の年内終了に向けて各政党および国民が改革のスピードを落とすことなく一致団結するよう呼びかけた。

2. 国民投票など加盟に向けた政府、産業界、経済団体、マスコミの反応、評価

概して、国民の関心は低いが、好意的に受け止めている。

EU加盟に向け憲法が改正された。憲法改正案については、国民の関心が低いことから成立要件である50%を超える投票率となるか否かが注目された。政府は、このような国民の関心の低さから改正案が不成立となることを懸念し、投票日を当初の10月19日の1日から18日および19日の2日間に変更し、投票率55.7%、そのうちで賛成票が89.7%で憲法改正案は承認され、10月29日に新憲法が発効した。

2004年2月、オープンソサイアティ基金と欧州委がルーマニアの農業地域で実施した世論調査によると、EU加盟への賛否を問う国民投票が実施されるとしたら、69%が加盟に賛成すると回答。また、EU加盟を通じて所得が増加するとの回答は32%との見方が示された。

また、2003年12月、ジアル・フィナンチアル紙が報じたフリーイニシアチブ社によるEU加盟に関する世論調査の結果では、90%がEU加盟に賛成しているものの、加盟後の生活水準

の向上を予想する回答は 59%だった。また、ルーマニアのEU加盟の障害としては汚職 77%、経済 43%、国民の国外での不法行為 40%、行政能力の不足 40%が上げられている。

市場経済化のためには、国営企業の民営化が必要とされている。2003年4月、世論調査機関 CURS 社が実施した、赤字国営企業の解決方法に関する世論調査結果では、ルーマニア国民の 39%は「雇用確保のため国家予算からの補助」を支持し、39%が「機構改革や民営化による問題解決」を、14%が「閉鎖」を支持している。

3. 今後予想されるビジネス環境の変化

(1) 貿易に関する規制撤廃への動き

「モノの移動自由」の一環として、ルーマニア当局は貿易障壁となりうるものとみなされる措置を廃止するタイムテーブルを作成した。また、2003年末までの輸入許可制廃止を公約した。

(2) 物価上昇

定期報告書でも指摘されているが、ルーマニアは 2001 年中ごろからエネルギー料金のコストに見合う水準への調整を始めた。2002 年終わりには、年率 21.5%、2003 年 7 月にはさらに 14.2% 上昇した。しかし、ガスと暖房料金は、2003 年 9 月に値上げしたにもかかわらず、コストに見合う水準に達していない。さらに、リストラが不十分な国営企業に料金の支払いを求めることが難しく、延滞金が多額になり、市場原理が正常に機能するのを妨げている点も問題だ。このような問題が解決されない限り、エネルギー料金の調整（上昇）は続くものと思われる。

(3) EU基準への調和のための法改正

憲法が改正されたのをはじめ、ビジネスに関連するさまざまな法律が改正された。主な法改正としては、労働法および税法が挙げられる。しかし、3 月から施行されたEU基準に則した労働法は、雇用者の間では、結果として労働市場の機能を硬直化させるものとして非難もでている。特に、新たなコスト負担を意味する新基金の設立、生産性を反映させた賃金水準を妨げる労使交渉の集中化など制限的な条項が含まれた。また、新法の運用規定が明確にされなかったため、混乱が生じた。

(4) 日系企業の事業活動に与える影響

ルーマニア市場で活動している、あるいは今後参入を考えている日本企業にとって、EU加盟への条件整備で最も期待されるのは、汚職撲滅と行政能力向上であろう。特に税制当局が関与する汚職に関しては、地方によって深刻さの程度が異なるため、進出を検討している日系企業の立地選定に影響を与える要素となっている。また、行政能力向上に関しては、許認可の手続きの煩雑さや、行政能力の低さが、通関に時間をかけ、日系製造業のオペレーションに重大な影響を与えている。また、行政能力の低さに起因する法的不安定性の改善が強く期待される。議会承認なしで次々に「緊急政令」が乱発されるため、ルーマニアで活動している日系企業は、「一体何が正しいのか」という不明確な状況の中、企業活動をしなければならないリスクを負っている。

(奈良弘之)

ルーマニア：EU加盟交渉の進捗状況

	項目	内容
1	モノの自由移動	条件付で交渉終了 (2003年6月)
2	人の自由移動	条件付で交渉終了 (2003年12月)
3	サービスの自由移動	交渉中 (交渉開始 2002年12月)
4	資本の自由移動	条件付で交渉終了 (2003年4月)
5	会社法	条件付で交渉終了 (2001年12月)
6	競争政策	交渉中 (交渉開始 2000年11月)
7	農業	交渉中 (交渉開始 2002年11月)
8	漁業	条件付で交渉終了 (2001年6月)
9	運輸	条件付で交渉終了 (2003年12月)
10	税制	条件付で交渉終了 (2003年6月)
11	経済通貨同盟 (EMU)	条件付で交渉終了 (2002年6月)
12	統計	条件付で交渉終了 (2000年12月)
13	社会政策・雇用	条件付で交渉終了 (2002年4月)
14	エネルギー	交渉中 (交渉開始 2002年前期)
15	産業政策	条件付で交渉終了 (2002年7月)

16	中小企業 (SMEs)	条件付で交渉終了 (2000 年 5 月)
17	科学・研究	条件付で交渉終了 (2000 年 5 月)
18	教育・訓練	条件付で交渉終了 (2000 年 5 月)
19	通信・情報技術	条件付で交渉終了 (2002 年 11 月)
20	文化、オーディオ・ビジュアル	条件付で交渉終了 (2002 年 12 月)
21	地域政策	交渉中 (交渉開始 2002 年 3 月)
22	環境	交渉中 (交渉開始 2002 年 3 月)
23	消費者保護	条件付で交渉終了 (2001 年 7 月)
24	司法・内務	交渉中 (交渉開始 2002 年 4 月)
25	関税同盟	条件付で交渉終了 (2002 年 11 月)
26	対外関係	条件付で交渉終了 (2000 年前期)
27	共通外交安全政策 (CFSP)	条件付で交渉終了 (2000 年前期)
28	財務管理	条件付で交渉終了 (2003 年 10 月)
29	財政・予算規定	交渉中 (交渉開始 2002 年 12 月)
30	機構	条件付で交渉終了 (2002 年前期)

* 2003 年 12 月末日現在

(奈良弘之)

中・東欧諸国における事業環境の変化 ⑩

～ ブルガリア ～

ウィーン・センター

欧州理事会は 2003 年 12 月の首脳会談で、ルーマニアとブルガリアの EU 加盟目標時期を、2007 年 1 月とすることで合意した。またブルガリアに対し、目標達成のための国内改革の一層の推進、特に行政・司法改革の推進の重要性を強調している。

政府は、2005 年 6 月に予定されている次回総選挙以前に、EU 加盟条約への調印を済ませたい意向である。2004 年 1～2 月に実施された世論調査によると、国民の 67% が加盟を支持しており、不支持は 10% にとどまっている。

1. 欧州委員会による評価

欧州委員会は、2003 年 11 月にブルガリアの加盟交渉の進捗状況に関する定期報告書を公表した。同報告書は、ブルガリアは市場経済が機能しており、カレンシー・ボード制度、緊縮財政ならびに賃金上昇抑制政策といった適切なポリシー・ミックスによって、マクロ経済は安定していると評価した。また、この点が国営企業の民営化と国家補助金の削減による民間部門の拡大、銀行部門の健全な発展などを支えているとしている。

失業率は低下傾向にあるが、労働市場における柔軟性をさらに増大させる必要がある。また、行政ならびに司法システムの改善が急務であり、予見可能性が高く安定した所有権を確保する必要があるとしている。

さらに、民営化プログラムの遂行や、特に中小企業に対して有効となる形での規制緩和や行政手続きの簡素化、ネットワーク産業の再編成ならびに自由化、またそれらを通じたサービスの向上や価格の引き下げが求められている。

2. EU加盟交渉の進展

政府は2003年6月に「環境」ならびに「運輸」分野、10月には「司法・内務」分野の交渉を終え、残る分野は「競争政策」、「農業」、「地域政策」、「財政・予算規定」の4分野となった。

「運輸」分野に関しては、「国内の輸送業者に対する当事者適格財政基準の適用」、「国内道路網における車軸荷重制限の段階的引き上げ」の2つに関し移行措置が設けられた。またブルガリアは、道路輸送部門における相互的な段階的国内輸送市場の開放についても合意している。

「環境」分野は、様々な項目における移行期間設置を伴っているものの、基本的にEU指令に整合する国内法の整備作業がほとんど終了したことが評価されている。しかし同時に、その遂行のための行政能力向上の必要性が説かれ、特に、遂行に際して生じるコスト負担が、今後大きな問題となってくると指摘されている。

「司法・内務」分野の交渉終了は、一連の行政・司法制度改革が評価された結果である。国家世界経済大学の経済分析予測研究所が2003年に実施した、企業マネージャーを対象にした調査によると、ブルガリアにおけるビジネスの最大の障害は、「不公正な競争」が1位（回答者の50%が指摘）、「税負担と行政面での障害」が2位（同40%）となり、1999、2000年に最大の障害として上げられた「汚職」は8位にまで後退した。EU加盟後の競争に耐え得る市場経済達成に向けた取り組みは、いよいよ本質的な部分にさしかかってきたことが、企業家の印象からも明らかになっている。

行政改革に関しては、「国家行政近代化戦略」が2003年1月に策定され、実行されてきた点が評価される。2003年6月に採択された「経済活動に対する行政規則・管理の規制に関わる法」は、行政手続きにおける透明性の向上を目指し、事業認可や建設許可といった、許認可の取得に適用される法手続きを明記したほか、行政手続きの簡素化を図った。また10月に成立した「改正公務員法」では、公務員採用に当たっての必要な諸条件、能力給の導入、功績による昇進、職務に関わる訓練を受ける権利などが定められた。2003年5月には公共情報アクセス法改正案を採択し、公共情報の公開性と透明性の向上を図っている。また、2002年12月に閣議決定された「ワン・ストップ・サービス」の提供が、5つの省庁を横断して試行されているほか、全国263自治体への分権化も、相応の予算移譲を伴いつつ進んでいる。しかし、これらの改革を効果的に遂行していくためには、質の高い効率的な行政サービス確立に向けた努力が必要で

ある。

司法制度改革は、概ね 2002 年に策定されたアクション・プランに沿って実行されている。公務員の身分に関わる憲法条文が改訂されたほか、裁判期間の短縮、行政決定に対する司法管理権の強化などの面でも進展が見られた。しかし、EU加盟国として検察業務体制のさらなる再編成が求められている。さらに、十分な司法予算確保も引き続いて求められている。欧州委のフェアホイゲン委員（拡大担当）は 2004 年 3 月、「2007 年の EU 加盟を実現させるためには、司法制度改革が引き続き進められなければならない」と警告している。

汚職防止も、引き続き最優先の政治課題である。政府は 2003 年 9 月、汚職防止に向けた国家戦略実行に関わる報告書で、汚職防止目的で設立した行政機関の権限強化と、アクション・プラン実行状況の管理の必要性を訴えている。2003 年 7 月の司法制度法改正で、公務員に対する（その配偶者と子も含めた）収入および財産の公開義務が規定された。2003 年 2 月には、国家裁判所公務員倫理規定が策定されたほか、各省庁、警察、国境警備警察の組織内に、汚職防止対策特別チームが組織されている。ブルガリアは 2003 年 5 月、汚職に関わる欧州刑法条約議定書に調印しているが、まだ批准していない。OECD の国際商取引における汚職問題プロジェクトチームが 2003 年 6 月に発表した報告書では、外国人による贈賄の防止とその摘発のための効果的なシステムの構築が勧告されており、同時に、効果的な訴追が可能になるシステムを導入すべきであるとしている。

まだ交渉を終えていない分野について、「地域政策」分野においては、地方自治体への権限および予算移譲の推進、地方政府の行政能力の向上がカギとなる。同時に、EU 構造基金・結束基金の運用に関して、効率的かつ公正な、調達ならびに資金運用管理システム確立の重要性が指摘されている。

「農業」分野においてはまず、ブドウ、穀類、タバコ生産における、生産枠の設定と補助金の撤廃が問題になってくる。さらに、動植物検疫体制の確立ないし衛生基準の厳守は、高いハードルとなるであろう。現時点においても、特定の種類のワクチン使用を理由とした豚肉と同製品の対 EU 輸入禁止措置が適用されている。2004 年 4 月には、ブルガリアの EU 加盟後における各農業製品の生産割当量も含む、EU 共通農業政策が示される。割当量は 2000～2002 年における国内生産量をベースに算定されるが、当該期間中における農業統計データの整備状況に問題があることから、ブルガリアは交渉が難航することが予想されている。

「競争政策」分野交渉成立の条件は、施行規則も含め、国家補助金の撤廃に向けた法制度の

確立であり、鉄鋼部門が最大のポイントになっている。最大手クレミコヴツィ製鉄所が民営化以前に3億2,000万レバの国家補助金を受けていたことが問題とされ、2005年までに高炉1基、2007年までに転炉3基を閉鎖することが要求されている。この他に、石炭産業の構造改革プログラムが承認されなければならない。

3. ビジネス環境の変化

価格自由化に向けて、2003年7月に電力料金、暖房熱料金、国内固定通話料金がそれぞれ15%、10%、14%値上がりした。この他にも、価格が規制されているタバコ、上下水道、廃棄物処理、医薬品、一定の医療サービス、鉄道、郵便といった製品・部門における、国家補助金の削減に伴う(タバコについては物品税の引き上げも加えて)価格・料金の上昇が見込まれている。

税制面では、物品税の引き上げによる石油製品、タバコ製品価格の値上げ、公共料金の引き上げを補償する意味での、低所得者層の負担軽減を狙いとした所得減税(課税基礎控除額を月額110レバから120レバに引き上げ、最低課税所得枠の税率を15%から12%に引き下げ)、法人税率の引き下げ(23.5%から19.5%へ)を2004年1月に実施した。法人税率は、今後15%まで引き下げる予定。

新しく制定された投資促進法の対象分野は、輸出用製品製造、国産資源の採取・加工、ハイテク製品製造、観光業などだが、投資額に応じて3段階に分類し(5,000万レバ以下、5,000万超~1億レバ以下、1億レバ超)、それぞれ中央ないし地方行政レベルにおける許認可期間の短縮、無償の土地使用、インフラ(上下水道、電力、道路等)利用における優先措置などが定められている。

なお、この新法の内容は「競争政策」分野の協議対象になる予定であり、EU側は「すべての優遇措置は2007年のブルガリアのEU加盟時点で消滅する」、という文言を加えるよう要求している。

4. 産業界の反応

2004年3月15日、ブルガリア国際ビジネス連盟(BIBA)、商工会議所、雇用者連盟、および産業連盟は合同会議を開き、政府のEU加盟交渉の進展状況に関わる情報公開の閉鎖性を批

判した。特に「環境」分野における移行措置について、産業別ないし生産者別にどのような移行措置が合意されたか明らかでなく、また、EU基準適合に要する費用の見積もりも示されていないとして、すべてタイムリーにインターネットを通じて情報を入手できるよう要求している。また、これら産業団体はEU補助金運用の枠外に置かれており、政府の行政能力の低さから多額の補助金が執行不能になっているとの批判も出ている。

BIBA は 2003 年 11 月、「強いブルガリア経済に向けたロードマップ」で、首相に以下のように提言した。

- ① 最大の問題は司法制度改革の遅れ。特定の専門分野に特化した判事の不足とそれによる判決の遅れ、ばらつき、不適切さ。人的資源の充実のみならず、ハード（法廷や公文書の保管施設）、ソフト（情報システム）の両方における枠組みの整備が急務。
- ② 5 つの部門（エネルギー分野における市場自由化の促進、IT・通信分野における国家競争力戦略の策定、運輸分野における包括的開発戦略の策定、環境分野における厳しいEU環境基準達成に対する支援、農業・食品加工分野における機能的な国内市場確立に向けた現状分析）を重点分野と定めて、傾斜的な開発支援を行う。
- ③ EU諸国と同等の実践形態とする方向での法人税法、VAT法、銀行関連法の改正。
- ④ 新労働法体系の確立。
- ⑤ 医療部門への投資促進。
- ⑥ 産学連携の強化。
- ⑦ 知的所有権の保護と関連する登録商標手続きの改善。

ブルガリア：加盟交渉の進捗状況

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・条件付きで交渉終了（2002年6月）
2	人の自由移動	・条件付きで交渉終了（2002年6月） 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自動移動	・条件付きで交渉終了（2001年11月） 〔移行措置〕 ・2009年末までに、投資家補償水準を低減
4	資本の自動移動	・条件付きで交渉終了（2001年7月） 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会社法	・条件付きで交渉終了（2001年6月） 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉中（交渉開始2001年3月）
7	農業	・交渉中（交渉開始2001年3月）
8	漁業	・条件付きで交渉終了（2001年5月）
9	運輸	・条件付きで交渉終了（2003年6月） 〔移行措置〕 ・国内の輸送業者に対する当事者適格財政基準適用に移行期間を設置（2010年12月31日まで） ・国内道路網における車軸荷重制限値の段階的引き上げ（2010年12月31日まで）
10	税制	・交渉中（交渉開始2001年7月） 〔移行措置〕 ・国際線旅客に対するVAT免除 ・たばこに対する物品税の低減など
11	経済通貨同盟（EMU）	・条件付きで交渉終了（2002年4月）
12	統計	・条件付きで交渉終了（2000年12月）
13	社会政策・雇用	・条件付きで交渉終了（2002年4月） 〔移行措置〕 ・2010年末までに、EU指令（90/239/EEC）を修正するEU指令（2001/37/EEC）（タバコのタール含有許容値）の適用
14	エネルギー	・条件付きで交渉終了（2002年後期） 〔移行措置〕 ・2012年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・条件付きで交渉終了（2001年後期）
16	中小企業（SMEs）	・条件付きで交渉終了（2000年5月）

	項 目	内 容
17	科学・研究	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
18	教育・訓練	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
19	通信・情報技術	・条件付きで交渉終了（2001年10月）
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・条件付きで交渉終了（2000年11月）
21	地域政策	・交渉中（交渉開始2001年11月）
22	環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付きで交渉終了（2003年6月） [移行措置] (各種環境基準値適用に移行期間を設置) ・液体燃料中のイオウ含有量（2011年まで） ・石油の貯蔵・供給時における揮発性有機物の排出量（2009年まで） ・梱包廃棄物の回収・再生（2011年まで） ・特定の液体廃棄物の地中投棄（2014年まで） ・廃棄物輸送（2009年まで） ・IPPC(統合的汚染防止管理)指令（2011年まで） ・都市廃水（2014年まで） ・大規模燃焼プラント（2014年まで）
23	消費者保護	・条件付きで交渉終了（2000年10月）
24	司法・内務	・条件付きで交渉終了（2003年10月）
25	関税同盟	・条件付きで交渉終了（2002年7月）
26	対外関係	・条件付きで交渉終了（2000年後期）
27	共通外交安全政策（CFSP）	・条件付きで交渉終了（2000年後期）
28	財務管理	・交渉中（交渉開始2001年後期）
29	財政・予算規定	・交渉中（交渉開始2001年後期）
30	機 構	・条件付きで交渉終了（2002年前期）

(秋元真)